

議 会 定 例 会 会 議 録

令 和 8 年 3 月 2 3 日

岩 出 市 議 会

議事日程（第4号）

令和8年3月23日

開　　議	9時30分
日程第1	諸般の報告
日程第2	一般質問

○玉田議長 おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議は、諸般の報告、一般質問です。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第1 諸般の報告

○玉田議長 日程第1 諸般の報告を行います。

本日の会議に説明員として追加の出席者の職、氏名は、配付の写しのとおりであります。

以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

日程第2 一般質問

○玉田議長 日程第2 一般質問を行います。

一般質問は、7番、福岡進二議員、9番、大上正春議員、10番、田畑正昭議員、6番、井神慶久議員、14番、市來利恵議員、12番、尾和正之議員、13番、牛田佑佳議員、以上7名の方から通告を受けております。

なお、分かりやすく質問するため、10番、田畑正昭議員から、資料等印刷物の配布許可の申出がありましたので、会議規則第148条の規定により、議長においてこれを許可し、お手元に配付しています。ご了承願います。

質問時間60分以内で、通告に従い、発言席から順次質問を許可いたします。

発言は、市議会会議規則第55条の規定により、質問、答弁とも簡明に行うようお願いいたします。

通告1番目、7番、福岡進二議員、発言席から一問一答方式で質問をお願いいたします。

福岡進二議員。

○福岡議員 おはようございます。7番、福岡進二です。議長の許可を得ましたので、通告に従い一問一答方式で一般質問を行います。

今議会では、生成A I に対する小中学校の教育方針についてと、第51回衆議院議員総選挙についての2点お伺いいたします。

最初に、生成A I に対する小中学校の教育方針について質問を行います。

近年、C h a t G P T をはじめとする生成A I が急速に普及し、子供たちの学習

環境や生活にも既に大きな影響を与えていると考えています。宿題の調べ学習や作文、要約、さらには日常的な相談相手として、子供がAIに触れること自体、もはや避けられない状況ではないでしょうか。私自身、何か調べ物をするときに活用しますが、その便利さに驚いている一方で、ここまでAIが発達すると、自分自身で考える能力が本当に衰えていくのではないかとということを危惧しています。

そこで、3点お尋ねいたします。

1点目として、本市の小中学校において、生成AIを子供が利用することについて、現時点でどのような実態把握をしているのか、お伺いいたします。

次に2点目として、今後ますます進展していくAI技術の利用について学校では使用を禁止しているのか、一定の条件の下で認めているのか、もしくは各学校に判断を委ねているのかなど、学校現場の明確な方針や指針はどのように考えているのか、お伺いいたします。

次に3点目として、使わせないではなく、正しく使わせる教育について、生成AIは、使い方次第では、調べる力、考えを整理する力、表現力を高めるといった学習の補助ツールにもなりますが、子供に指導する立場である教職員自身が、生成AIについて正しく理解していなければ、適切な指導は難しいと考えます。そこで、教職員への研修体制について、教職員に対する生成AIに関する研修や、そこで発生してくる情報モラルや著作権、個人情報保護の研修について、現在の取組と今後の方向性をお伺いいたします。

○玉田議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○津田教育長 おはようございます。福岡議員のご質問の1番目、生成AIに対する小中学校の教育方針についての1点目、小中学校において生成AIを児童生徒が利用することについて、どのような実態把握をしているのか、についてお答えいたします。

まず、生成AIとは、文書、画像、プログラム等を生成できるAIモデルに基づくAIの総称のことを指し、学校現場では、テスト問題やあるいは各種文書のたたき台作成等の校務において、また児童生徒の学習場面においても、一人一人のニーズや特性に合った学びの実現などの利活用が想定されております。しかしながら、生成AIのリスクといたしまして、生成AIが事実とは異なる情報をあたかも真実であるかのようにもっともらしく回答するなど、様々なリスクが指摘されており、AIが誤情報を出力することを前提とした利活用が求められているところでござい

ます。

そのような状況の下、市内小中学校では、授業の中で生成A Iは、今のところ使用してはおりません。また、1人1台のグーグル端末では、C h a t G P TやC o p i l o tはフィルタリングソフトによりブロックされております。G o o g l eが提供するG e m i n iのみ利用をすることができます。児童生徒が家庭で所持するスマートフォンなどでの生成A Iの使用実態については把握はしておりません。

次に2点目、学校での方針はどのように考えているのかと、3点目の教職員の生成A I及び個人情報保護に対する研修について、現在の取組と今後の方針、方向性は、について一括してお答えいたします。

令和6年12月26日、文部科学省より、初等中等教育段階における生成A Iの利活用に関するガイドラインが出されました。このガイドラインに基づき、現在、岩出市立学校における生成A I利活用推進方針を作成し、令和8年4月より運用を開始する予定です。それに合わせまして、教員の生成A I活用研修も行ってまいります。

個人情報保護に対する研修につきましては、岩出市教職員研修の1つとして、令和6年12月、それから令和7年11月からの2回、学校情報セキュリティー研修を行っております。今後の方向性につきましては、生成A Iを有用な道具になり得るものと捉え、生成A Iの仕組みを理解し、学びに生かしていくことを目指し、情報モラルを含む、情報活用能力の育成を一層充実させてまいります。そのためには、教育委員会が主導して制度設計や方向性を示し、各学校の実態を十分に踏まえた柔軟な対応を講じてまいります。

○玉田議長 再質問を許します。

福岡進二議員。

○福岡議員 1点、再質問を行います。

生成A Iは、今後さらに進化し、子供たちが社会に出たときには使えることが前提となる時代が来ると考えます。だからこそ、学校教育の中で、A Iに振り回されるのではなく、A Iを使いこなす力を育てることが重要だと考えます。

先ほどの答弁では、岩出市立学校における生成A I利活用推進方針を令和8年4月より運用を開始する予定とのことですが、令和8年度の取組、スケジュール等どのように計画されているのか、お伺いいたします。

○玉田議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○津田教育長 福岡議員の再質問についてお答えいたします。

令和8年度のスケジュールについてお答えいたします。国におきましては、次期指導要領の改訂が、小学校では令和12年、中学校では令和13年というふうに計画されており、現在それに向け、関係施策や重点事項の移行期に入っております。生成A Iに関しましては、発達の段階に応じて、生成A I等も含む自分に合ったツールで学ぶことができる環境整備が、令和10年から11年の目標となっており、令和7年度から国の委託を受けた全国各地の先進研究指定校で、1人1台端末や生成A I等の利用に関する好事例創出を令和11年にかけて行っております。

本市の生成A I利活用推進方針にも定めておりますが、段階的な導入と試行を行うため、まずは教職員の校務での利用から優先的に進め、児童生徒の利用については慎重かつ計画的に実施してまいります。

したがって、令和8年度では、まず教職員研修を実施し、校務の中で教職員が生成A Iを利用することで、教育の質の向上と業務負担軽減を図ってまいります。

○玉田議長 再々質問を許します。

(なし)

○玉田議長 これで、福岡進二議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いします。

福岡進二議員。

○福岡議員 次に2番目、第51回衆議院議員総選挙について質問を行います。

まず初めに、このたびの衆議院議員総選挙につきまして、その執行に携わられました職員の皆様のご尽力に対し、心から敬意を表します。

しかしながら、今回の衆議院議員総選挙は、報道等でも大義が見えにくい選挙と評され、有権者の間にも様々な受け止めがあったところでもあります。そのような中であっても、市には膨大な準備、執行業務が課されます。中でも、本市においては投票所の設営、入場券発送、期日前投票所の運営、開票事務に至るまで、多くの職員が長時間にわたり従事することとなったのではないのでしょうか。

そこで、2点についてお尋ねいたします。

1点目として、今回の衆議院議員総選挙における本市職員の動員人数、超過勤務時間の総時間、また健康面、業務調整面での課題についてどのように分析しているのか、お伺いいたします。

2点目として、選挙事務の委託と期日前投票所の増設についてです。

全国的にも期日前投票は増加傾向にあり、本市においても有権者の利便性向上の一方で、市役所における期日前投票所の人的負担が常態化しているのではないでし

ようか。今回の岩出市の選挙結果を見てみますと、投票者数2万2,801人中、期日前投票での投票者数は1万386人となっており、令和6年の衆議院選挙と比較して2,901人の大幅増加となっています。投票所で一番多い投票者数が、紀泉台地区公民館の1,240人であることから、いかに増えていることが表されています。

そこで、事務委託の導入についてお尋ねいたします。

以前の一般質問でも、市民課の窓口業務について質問してきたところですが、選挙事務における事務委託の導入については、近年、他市町村では期日前投票所の受付業務や投開票事務の一部について、民間事業者への委託を導入する事例も見られます。本市においても、投票事務において人材派遣による委託を行っていると聞いていますので、期日前投票への導入、また当日の投開票事務への委託の拡大について、市の見解をお伺いいたします。

また、昨年3月議会での一般質問でもお伺いしましたが、期日前投票所の増設についてです。そのときの答弁では、総合的に検討していくとのことでした。先ほども申しましたが、令和6年の総選挙と比較して2,901人も、1か所での期日前投票で増えています。前回の質問からまだ1年もたっていませんが、いよいよ本腰を入れて考えていく必要が出てきていると感じますので、現状での考えをお伺いいたします。

○玉田議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

行政委員会事務局長。

○西浦行政委員会事務局長 福岡議員の2番目のご質問、第51回衆議院議員総選挙についての1点目、衆議院議員総選挙における職員の動員人数、超過勤務時間の総時間は。また健康面、業務調整面での課題について、どのように分析しているのか、についてお答えいたします。

まず、職員の動員人数については、期日前投票11日間で延べ174人、投開票日当日で162人となっており、投票日以外の準備期間を含めた超過勤務時間の総時間は3,504時間でした。

また、健康面、業務調整面での課題についてですが、特に業務量が多くなる選挙管理委員会の職員については、体調を崩さないよう、交代で休暇日を設ける等しながら業務に当たっております。業務の調整については、通常業務には極力支障がないよう調整を行っておりますが、選挙期間と市のイベントや自然災害等が重なった場合には、人員の確保が困難となることが課題であると考えております。

次に2点目、選挙事務の委託についてどのように考えているのか。また、期日前

投票所の増設についてはどうかについてお答えいたします。

投票事務については、令和6年10月執行の衆議院選挙から投票所スタッフの一部民間事業者を活用しており、今回の衆議院選挙でも、総勢23名の人材派遣を契約いたしました。今後の民間事業者の活用拡大については、適正かつスムーズな選挙の執行が行われることを最優先としつつ、他市町村での先行事例も参考に研究を行ってまいります。

また、期日前投票所の増設については、事務に従事する職員や投票所立会人の確保、不測の事態への迅速な対応等に課題があるため、現状では困難であると考えておりますが、近年、期日前投票者数が増加傾向にあることから、事務の民間事業者の活用拡大と併せて検討していく必要があると考えております。

○玉田議長 再質問を許します。

福岡進二議員。

○福岡議員 1点再質問を行います。他市町村での先行事例も参考に研究を行うとの答弁でしたが、選挙はほぼ毎年行われています。都度、国政であり、県政、市政と異なってきますが、その執行の最前線は市の職員であります。選挙執行に関する事務負担が増大する中、持続可能という観点からも、現場の負担軽減は避けては通れません。職員を守ることは市民サービスを守ることにもつながると考えますので、事務委託の導入について前向きに検討していただけるのか、再度お伺いいたします。

○玉田議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

行政委員会事務局長。

○西浦行政委員会事務局長 福岡議員の再質問にお答えいたします。

選挙事務における民間事業者の活用については、先ほどお答えしたとおり、一部で既に導入済みでありますので、今後の活用拡大については、現場の声や、既に導入を進めている他団体の事例を参考に、前向きに検討したいと考えております。

一方で、選挙事務は間違いが許されない極めて重要な業務であるとも考えております。民間への事務委託が市の事務執行と有権者の両者にとって最も有益な形での導入となるよう、しっかりと研究してまいります。

○玉田議長 再々質問許します。

(なし)

○玉田議長 これで、福岡進二議員の2番目の質問を終わります。

以上で、福岡進二議員の一般質問を終わります。

通告2番目、9番、大上正春議員、発言席から一問一答方式で質問をお願いいた

します。

大上正春議員。

○大上議員 9番、大上正春でございます。議長の許可を得ましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

今回は、地震に伴って発生する通電火災を防ぐ感震ブレーカーについてと、児童生徒のSNS利用と安全対策についての2点について、質問をさせていただきます。

最初に、通電火災を防ぐ感震ブレーカーについてです。

近年、日本各地で大規模地震が相次いで発生しており、今後30年以内に高い確率で発生するとされる南海トラフ巨大地震への備えは、全国的な課題となっています。和歌山県は、南海トラフ地震の想定震源域に近く、大きな揺れが、被害が想定されている地域でもあります。そのため、本市においても、防災対策の強化は極めて重要な課題であると考えます。

地震対策というと、建物の耐震化や津波対策などが注目されますが、もう一つ見落としてはならない重要な問題があります。それが地震後に発生する火災、いわゆる通電火災であります。通電火災とは、地震の揺れによって、電気ストーブなどの家電が倒れたり、配線が損傷した状態のまま停電が復旧することで、再び電気が流れ、そこから出火する火災のことです。

過去の震災においても、阪神・淡路大震災では、地震後に発生した火災の原因の多くが電気関連であったとされ、また東日本大震災においても、通電火災が多数発生したことが報告されています。こうした通電火災を防ぐための有効な対策として、現在、全国的に普及が進められているのが感震ブレーカーであります。感震ブレーカーは、一定以上の揺れを感知すると自動的に電気を遮断する装置で、通電火災の発生リスクを大きく低減させることができる装置です。

この感震ブレーカーについて、総務省、消防庁も通電火災対策として設置を推奨し、普及促進に取り組んでいます。また、感震ブレーカーは数千円程度から設置できるものでもあり、比較的低コストで導入できる防災対策でもあります。しかしながら、こうした装置の存在自体がまだ幅広く知られていないこともあり、普及は十分とは言えない状況であります。

そこで、まずお伺いします。南海トラフ巨大地震の発生が懸念される中、本市において、地震後に発生する通電火災の危険性について、どのような認識を持っているのかお聞かせください。

次に、通電火災防止に感震ブレーカーは有効な装置であるとされていますが、本

市としてのその役割についての見解についてお聞かせください。

3点目として、南海トラフ巨大地震への備えとして、また通電火災対策として、市民の命と財産を守る観点から、感震ブレーカーの普及促進は重要な防災対策の1つであると考えます。市民の皆様が、各家庭に設置するに当たって、その補助制度を導入する考えはないのか、市の見解をお聞かせください。

○玉田議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○広岡総務部長 大上議員、1番目のご質問、大規模災害の発生に備えて、について1点目、通電火災の危険性についてどのような認識を持っているか、についてお答えいたします。

通電火災は、地震発生後の停電復旧時に発生する可能性があり、東日本大震災等においても電気関係による火災が被害拡大の一因となっていることから、本市としましても、危険性の高い事象であると認識しております。被災時の家具の転倒や、配線の損傷がある状態で通電が再開されることで、出火に至る事例も報告されており、市民の生命、財産を守る観点からも十分な注意喚起が必要であると考えております。

次に2点目、通電火災防止に感震ブレーカーが果たす役割について見解は、についてお答えいたします。

感震ブレーカーは、一定以上の揺れを感知した際に、自動的に電気を遮断するものであり、通電火災防止において、有効な手段の1つであると認識しております。本市におきましても、防災講座や地元での防災啓発等において、通電火災の危険性と併せて、感震ブレーカーについても説明を行っていますので、有効性について、これまで以上に啓発してまいりたいと考えております。

次に、3点目、補助制度を導入する考えは、についてお答えいたします。

感震ブレーカーの有効性は認識しているところでありますが、現時点におきましては、市独自の補助制度を導入する予定はございません。今後、他自治体の動向や国、県の支援制度の状況等を総合的に勘案しながら、研究していきたいと考えております。

○玉田議長 再質問を許します。

大上正春議員。

○大上議員 感震ブレーカーの必要性について、市としても一定の認識を持っていることは理解できました。しかしながら、南海トラフ巨大地震の発生が強く懸念され

ている中で、通電火災対策は、発生前に進めておかなければ意味のない防災対策であります。感震ブレーカーは比較的 low コストで設置でき、火災による被害拡大を防ぐ効果が期待できることから、全国でも補助制度を導入する自治体が広がっております。本市としても、研究段階にとどまるのではなく、具体的な導入検討の段階へ進める必要があるのではないかと考えます。

また、防災講座など、地域住民からの依頼により啓発活動は実施しているとのことでしたが、それ以外での周知啓発については、どのように行っているのか、お聞かせください。

ここでもう一つ重要な視点がありまして、それは高齢化社会における防災対策であります。地震が発生した直後、自分でブレーカーを落とすことができれば、通電火災のリスクを減らすことができます。しかしながら、高齢者のみの世帯や要配慮世帯では、地震発生直後にブレーカーを操作することが難しい場合もあると考えられます。比較的新しい住宅などでは取り付けているところもあるだろうし、また、市民の中には意識を持って取り付けている方々もいらっしゃると思います。

しかし、近隣で発生した火災によって被害を受けたという事例もたくさんあります。自分の命、財産はもとより、近隣にも被害が広がらないように努める必要があると考えます。今後、高齢化が進む中で、こうした世帯をどのように守るかという視点も、防災対策においては重要であると考えます。高齢世帯や要配慮世帯などを対象とした、まずモデル的な補助制度からでも、この感震ブレーカー設置支援を導入してはどうかと考えますが、市の見解を改めてお聞かせください。

○玉田議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○広岡総務部長 大上議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、啓発の関係でございますが、これまでも防災講座等で機会を通じて説明をまいりました。これまで以上に様々な機会を捉えて重要性について啓発を行ってまいりたいと考えております。

それから、高齢者、要配慮者が属する世帯、こういうところに対して助成対象としていってはどうかというお話でございました。県内の他の市町の状況を見ましても、やはり対象としている方を要配慮者としているところが多ございます。今後、こういう要配慮者が属する世帯に対する補助対象というところも、他市の状況を勘案しながら研究してまいりたいと思います。

○玉田議長 再々質問を許します。

(な し)

○玉田議長 これで、大上正春議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いします。

大上正春議員。

○大上議員 続きまして、児童生徒のSNS利用と安全対策についてご質問いたします。

近年、スマートフォンの普及により、子供たちを取り巻く情報環境は大きく変化いたしました。総務省の調査では、小学校高学年からスマートフォンを持つ割合が増加し、中学生、高校生になると多くの子供がSNSを日常的に利用している状況であります。

SNSは、友人とのコミュニケーションや情報収集など、便利で有益な側面がある一方で、子供たちを危険にさらすリスクも指摘されております。特に近年、全国的に問題視されているのがSNSをきっかけとした犯罪、被害の増加であります。警視庁が先月発表したまとめによりますと、昨年1年で、SNSをきっかけに犯罪被害に遭った18歳未満の子供は、前年比80人増の1,566人に上ったとのこと、同庁は、依然として高水準で推移と報告しております。全体の8割超を中高生が占めた一方、近年、増加が著しいのが小学生だそうです。昨年は全国で167人と、2021年の83人から倍増し、過去最高を更新しました。小学生の被害拡大に強い危機感を抱かざるを得ません。

被害を受けた小学生は11歳、12歳の高学年が中心で、罪種別では、不同意わいせつ、児童ポルノなどの性犯罪が目立ち、InstagramやTikTok、LINEといった主要SNSに加え、オンラインゲームで加害者と知り合うことも少なくないといえます。成人でも被害に巻き込まれるケースもあることから、社会経験の乏しい子供がSNSに潜む悪意を見抜くには限界があります。ネット上の誹謗中傷やいじめ、闇バイトへの関与など、子供自身が加害者側に回るリスクも見逃せません。また、SNSは犯罪だけでなく、子供たちの心身にも影響を与えることが指摘されております。

こうした状況を受けて、国においても対策が進められています。文部科学省では、情報モラル教育の強化を進め、学校現場において、インターネットやSNSの適切な利用について指導を行うよう求めています。

また、総務省においても、青少年インターネット環境整備に関する取組を進め、フィルタリングの利用促進や保護者への啓発活動を行っています。さらに、海外に

目を向けますと、より踏み込んだ対応を行う国も出ています。例えばオーストラリアでは、16歳未満のSNS利用を制限する法律が施行され、大きな議論を呼んでいます。同様に、フランスやスペインでも抑制する動きが出ています。子供たちをSNSによる被害や依存から守るため、国として明確なルールを設けたものであります。

このように子供たちのSNS利用をめぐる問題は、今や世界的にも重要な課題として認識されているところです。一方、日本では、スマートフォンの普及が急速に進む中、子供たちのSNS利用は拡大しているものの、そのリスクに対する社会全体の対策はまだ十分とは言えない状況ではないかと感じます。

地方自治体において、子供たちを守る観点から、学校、家庭、地域が連携しながら取組を進めていくことが重要であります。本市においても、児童生徒の多くがスマートフォンを持ち、SNSを利用している現状であると考えられます。その中で、子供たちがトラブルや犯罪被害に巻き込まれることを未然に防ぐための対策は非常に重要な課題であります。

そこで、本市における子供のSNS利用の実態と安全対策について質問をさせていただきます。本市における児童生徒のSNS利用実態とSNSに起因するトラブルや相談等についてどのように把握しているのか、お伺いします。

また、現在、市内小中学校において、情報モラル教育、SNSの危険性に関する指導及び保護者向けの啓発はどのように実施されているのか、お伺いいたします。

○玉田議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○南教育部長 大上議員ご質問の2番目、児童生徒のSNS利用と安全対策についての1点目、児童生徒の利用実態とトラブルや相談等についてどのように把握しているのか、についてお答えいたします。

まず、児童生徒の利用実態についてですが、第3次岩出市長期総合計画の策定に向け、令和6年6月に実施された岩出市まちづくり子供アンケート結果を見ますと、SNSを利用している小中学生の割合は、小学校50.3%、中学校89.5%となっており、各学校でもそのような実態にあると認識しております。また、トラブルや相談等については、小中学校ともに、SNSの連絡アプリによる誹謗中傷の書き込みや、グループでの仲間外れ、動画アプリでは変顔など、嫌な画像を本人の承諾を得ずに掲載し、肖像権を侵害するなどのトラブルが発生し、その後保護者からの相談が各学校に寄せられ、その都度、指導を行っております。

次に、ご質問の2点目、市内小中学校において、情報モラルの教育、SNSの危険性に関する指導及び保護者向け啓発はどのように行っているのか、につきまして、小学校では啓発チラシの配布をはじめ、携帯電話会社の出前授業により啓発を、中学校では、新入生説明会、入学式での注意喚起をはじめ、和歌山弁護士会等の出前授業を活用した啓発を実施しています。また、社会福祉課人権啓発係からは、毎年、中学1年生に対し、インターネットと人権というポケットブックを全員に配布し、保護者も含めて啓発を行っております。

○玉田議長 再質問を許します。

大上正春議員。

○大上議員 ただいまご答弁いただきました。本市における児童生徒のSNS利用の実態について、小学生で50.3%、中学生で89.5%を利用しているとのことでありました。この数字を見ますと、中学生ではほとんどの生徒がSNSを利用している状況であり、小学生でも半数が利用しているということになります。

また、SNS上での誹謗中傷の書き込みや、グループ内の仲間外れや、さらに本人の承諾を得ず画像を掲載するなどのトラブルが実際に発生しており、その後の保護者からの学校への相談が寄せられ、都度指導を行っていることでありましたが、つまり現状としては、トラブルが発生した後に対応しているケースが多いという状況であると受け止めました。

SNSは子供たちの日常生活の中で広く利用されていることから、トラブルが起きてから対応するだけでなく、未然に防ぐ取組がより強化していくことが重要であるのではないかと考えます。特にSNSの利用時間の多くは家庭であることを考えますと、保護者の理解と関わりが非常に重要であると思われれます。一方で、保護者の中にはSNSの危険性について十分な知識がない方や、スマートフォンのフィルタリング設定、家庭での利用ルールづくりの方法が分からない方も少なくないのではないかと考えます。

そこで改めてお尋ねいたします。小学生の約半数、また中学生の約9割がSNSを利用している、この現状をどのように受け止めているのか、これがまず1点お伺いします。

そして、児童生徒のSNSトラブルを未然に防ぐため、保護者への支援や啓発をさらに強化するため、保護者を中心としたSNS安全講習会の開催や、スマートフォンのフィルタリング設定に関する知識、また家庭での利用ルールづくりの啓発等、この3点の取組を実施する必要があると考えますが、市教育委員会の見解をお聞か

してください。

○玉田議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○南教育部長 大上議員の再質問にお答えいたします。

まず初めに、SNS利用率の現状をどう受け止めているのかにつきまして、児童生徒が心身ともに発達の途上であり、衝動を抑える自制心や情報の真偽を見極める思考力がいまだ不十分な状態にあり、そのことが、いじめや犯罪被害といった学校生活の安全性が脅かされるトラブルが起きることを危惧しております。

児童生徒のSNSトラブルを未然に防ぐためには、地域や家庭環境にかかわらず、全ての児童生徒が一定水準の情報リテラシーを身につけられる支援と、保護者への啓発として不適切サイトへのブロックなど、セーフティネットの取組が必要であると考えております。

再質問の2点目、児童生徒のSNSトラブルを未然に防ぐため保護者への支援や啓発をさらに強化する取組についての3点に対する教育委員会の見解は、についてお答えいたします。

まず、保護者を対象としたSNS安全講習会の開催については、令和7年度において、生涯学習課所管の青少年を考える小学校区別合同懇談会を中学校区ごとに開催し、その中で、子供たちから見たネットの世界と声のかけ方と題した講演を行いました。

次に、スマートフォンのフィルタリング設定に関する周知につきましては、小中学校の夏休みや冬休みにおいて、児童生徒が規則正しい生活を送るための保護者向けのチェックシートを教育委員会で作成しておりますが、その中で、インターネット端末にはフィルタリングを設定したり、アプリや利用時間を制限できたりするペアレントコントロールという機能があることを知っている。（分からない人はぜひ調べてみてください）と設問を入れ、配布、周知しております。

最後に、家庭での利用ルールづくりの啓発への取組については、和歌山県教育委員会が保護者向けに作成したスマホやゲームと上手に付き合うために、「家庭でルールをつくりましょう！」と題した冊子を全保護者に配布し、スマホ依存による影響やゲーム障害について事例を示し、子供と保護者のルールづくりの啓発を行っております。

また、岩出市教育委員会が独自で作成し、全学年に配布している家庭学習の手引「いわでのこ」では、家庭学習を進めるポイントとして、テレビ等の視聴、ゲーム

やスマホ等の使用はルールを決めてくださいと記述し、啓発に努めております。

○玉田議長 再々質問を許します。

(なし)

○玉田議長 これで、大上正春議員の2番目の質問を終わります。

以上で、大上正春議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

午前10時30分から再開いたします。

休憩 (10時13分)

再開 (10時28分)

○玉田議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

通告3番目、10番、田畑正昭議員、発言席から一問一答方式で質問をお願いいたします。

田畑正昭議員。

○田畑議員 議席番号10番、田畑正昭です。議長の許可を得ましたので、私からは、環境問題の制度活用と交流人口の増加施策について、一問一答形式にて、通告に従い一般質問をさせていただきます。

まず、環境施策における制度活用についてお伺いいたします。

本市の令和8年度当初予算で、総合体育館LED化改修事業として1億304万8,000円が計上され、また、令和7年度補正予算では、岩出中学校、岩出第二中学校、学校給食共同調理場、岩出地区公民館、岩出図書館など、合わせて2億円以上のLED化改修が進められる予定と聞いております。これらは2027年末までに水俣条例に基づき、一般照明用蛍光灯の製造、輸出入が禁止され、国内メーカーも順次生産を終了する影響による対応であると認識しています。

それとともに、CO₂排出削減につながる環境施策として重要な事業であり、評価するところであります。世界的には気候変動対策として、多くの国や地域でカーボンニュートラルの目標が掲げられました。カーボンニュートラルとは、排出するCO₂を削減や吸収などで相殺し、実質的にゼロにすることを指します。日本においても、2050年までにカーボンニュートラルの実現を目指す方針が示されています。この流れの中で、国は自治体や企業の省エネ、再生可能エネルギーによるCO₂削減を経済的価値として活用できる仕組みとして、J-クレジットの制度を創設しました。制度の概要については、J-クレジット制度の参考資料を手元に配付させてもらっています。

J-クレジット制度とは、省エネ設備の導入や再生可能エネルギーの活用などによって削減されたCO₂排出量を国が認証し、クレジットとして取引できる制度であります。この制度は、環境省、経済産業省、農林水産省の3省が連携して運営しており、自治体や各種団体が省エネ化によって削減したCO₂をクレジット化し、企業などへ販売することで新たな財源確保につながる可能性がある制度です。

懸念点として、J-クレジットの創出に当たって、削減量の算定や申請など、専門的な手続が必要であることから、自治体への事務負担やコスト面の課題もあると認識しております。しかし、この制度については、既に和歌山県下で、田辺市にて、公共施設のLED化によるCO₂削減量をJ-クレジットとして認証し、活用されている先行事例があり、金融機関や専門事業者と連携し、申請手続や販売などの実務を民間事業者が担う形で進めることで、市の負担軽減を図っているようです。

2027年末までに、本市の公共施設のLED化は進められると思いますが、その際に一定のCO₂削減効果が見込まれ、既に実施している省エネ事業による削減効果を活用するものであれば、新たな設備投資を伴うものではなく、環境価値を付加的に活用する制度として検討する余地もあるのではないかと考えます。

そこでお伺いたします。本市において、公共施設のLED化によるCO₂削減量について、J-クレジット制度の認証を受け、企業への売却など、制度を活用することについて検討する考えはないか、市の見解をお聞かせください。

○玉田議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○広岡総務部長 田畑議員ご質問の1番目、環境問題の制度活用についての1点目、本市所有施設のLED化事業に伴い、CO₂削減の環境価値をJ-クレジットとして認証を受け、企業へ売却する考えは、についてお答えいたします。

J-クレジット制度は、省エネルギー設備の導入などによる温室効果ガス削減量を国が認証し、クレジットとして取引できる仕組みであり、脱炭素の取組を経済的価値として活用できる制度であります。本市でも公共施設のLED化を進めており、電力使用量の削減によるCO₂削減効果が期待されます。これは第5次岩出市地球温暖化対策実行計画の削減目標達成にも寄与する重要な取組です。こうした削減量をJ-クレジットとして活用することは、新たな財源確保や脱炭素化の見える化にもつながる有効な手段と考えられます。

しかし、現時点では、まず同計画に基づく削減目標の達成を優先する必要があります。また、制度活用には専門的な知識や知見が必要であり、現在実施している市

町村の事例を見ると、手続を代行する業者に委託をしており、その費用も多大であると聞いております。さらに、今回のLED化事業の規模では、費用対効果の面で必ずしも有利とは言えないことから、現段階での活用予定はございません。

今後は、先行自治体の事例や公共施設のLED化等による削減効果を踏まえ、制度活用の可能性について研究してまいります。

○玉田議長 再質問を許します。

田畑正昭議員。

○田畑議員 先ほど答弁でLED化については、クレジット量が少なく、費用対効果の面から、本市では活用しないとの考えは理解しました。一方で、J-クレジット制度は、設備更新などによるCO₂削減も対象となる制度であると認識しております。例えば、本市では、CO₂排出量を抑えたクリーンセンターの焼却炉改修も進められておりますが、こうした設備更新によるCO₂削減について、J-クレジット制度の対象となる可能性はないのか、また制度活用の余地について検討されたことがあるのか、お聞かせください。

○玉田議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○広岡総務部長 田畑議員の再質問にお答えいたします。

クリーンセンターの焼却炉改修等の設備更新、これに対してJ-クレジットの対象となる制度の活用、考えたことあるかというご質問だと思います。クリーンセンターの基幹的改良設備工事、これは二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金という補助金を活用した事業で、CO₂の大幅な削減が見込まれます。しかしながら、当該事業で得られた削減効果をカーボンクレジットとして登録することは、この補助金要綱により認められていないため、J-クレジットの制度は活用できません。

○玉田議長 再々質問を許します。

田畑正昭議員。

○田畑議員 今後、本市で環境施策や省エネ事業を進める際に、環境対策だけでなく、財源確保の観点からも、J-クレジット制度の活用を選択肢の1つとして検討していく考えはあるか、市の見解をお聞かせください。

○玉田議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○広岡総務部長 田畑議員の再々質問にお答えいたします。

重ね重ねの答弁となって申し訳ございませんが、現在のところ、第5次岩出市地

球温暖化対策実行計画に基づく温室効果ガスの削減目標の達成に向けた取組を優先に進めていく必要があるため、J-クレジットとして売却することで、目標達成が困難になると考えられることから、現時点では活用する考えはございません。

しかしながら、J-クレジットの活用は議員もおっしゃいましたように、新たな財源の1つと考えられますので、今後、現在実施している市町村の状況、それから制度、動向等を注視し、研究してまいります。

○玉田議長 これでは、田畑正昭議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いします。

田畑正昭議員。

○田畑議員 次に、交流人口増加の施策についてお伺いいたします。

本市では、交流人口の拡大に向けた施策として、地域おこし協力隊の活用や、岩出駅前への観光案内所整備など、様々な事業を進めております。こうした施策は、本市の魅力を発信し、地域に関わる人を増やしていく上で重要であると評価しております。

一方で、全国的には人口減少や少子高齢化が進む中、地域社会をどのように維持していくのかが大きな課題となっております。とりわけ地方においては、人口減少が顕著であり、本県においても、人口減少や高齢化が進んでおります。その中で、本市は比較的人口が安定している地域ではありますが、将来を見据えれば、地域に関わる人を増やしていく施策は重要であると考えます。

こうした中で、総務省では、地域創生の観点から、移住者だけで地域を支えるのではなく、地域外から継続的に関わる人を増やしていく関係人口の創出、拡大を重要な施策として位置づけております。地域イベントへの参加や、副業、兼業、ワーケーションなどを通じて地域と関わる人を増やし、地域の担い手の裾野を広げていく施策が進められております。

さらに、現在、居住地とは別に、関係のある地域を登録する仕組みとして、ふるさと住民登録制度、いわゆるふるさと住民票の創設が国において検討されております。このふるさと住民登録制度について、総務省の資料を参考として手元に配付させてもらっています。この制度は、住民基本台帳に登録される正式な住民票とは異なり、現在住んでいる自治体とは別に、愛着のある地域や応援したい自治体に登録することで、その自治体から観光情報やイベント情報などを受け取ることができ、地域と継続的につながることを目的とした制度であります。

また、この制度について、和歌山県下の先行事例として、かつらぎ町では、ふる

さと住民制度を創設し、町外に住んでいても、町に愛着を持つ人や応援したい人を対象に登録を行い、カードの発行やイベント情報の発信などを通じて、地域とのつながりを深める仕組みが導入されています。

一方で、本市においては、現在、LINEやInstagramなど、SNSを活用した情報発信が行われていると思います。これらは、広く情報を届ける手段として有効であると認識しておりますが、ふるさと住民登録制度は、不特定多数への情報発信とは異なり、本市に関心や愛着を持つ人に登録していただくことで、本市との継続的な関係を築いていく点に特徴があり、広報としての情報発信にとどまらず、本市を応援する人とのつながりを可視化し、関係人口を育てていく仕組みになるのではないかと考えております。

また、本年5月に岩出駅前に観光案内所が整備されると伺っておりますが、例えば観光案内所で、本市を訪れた方に制度を案内し、二次元コードなどを活用して、気軽に登録していただくことで、本市のファンとして継続的につながる仕組みをつくることも大切であります。登録者に対して、本市のイベントや観光情報、特産品の情報などを発信することで、再訪につなげ、地域行事への参加を促すことで、本市との関係をより深めていくことも期待できるのではないのでしょうか。こうした仕組みは、観光客を一度きりの来訪で終わらせるのではなく、関係人口として継続的につながる仕組みづくりにつながるものと考えます。

そこでお伺いたします。交流人口や関係人口の拡大を図る観点から、本市においても、ふるさと住民登録制度の導入について検討する考えはないか、市の見解をお聞かせください。

○玉田議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長公室長。

○幡井市長公室長 田畑議員ご質問の2番目、交流人口を増加するための施策として、ふるさと住民登録制度を導入する考えは、についてお答えします。

議員ご質問のふるさと住民登録制度は、来年度、国においてプラットフォームとなるシステムが構築される予定となっております。人口減少局面に転じている本市において、関係人口や交流人口の増加は非常に重要ですが、当該制度について詳細が明らかとなっておりませんので、ふるさと住民登録の要件、登録者に対する行政サービスなどの詳細、プラットフォームとなるシステムの利用料の規模などが明らかになった時点で検討したいと考えております。

○玉田議長 再質問を許します。

田畑正昭議員。

○田畑議員 国の制度が現在検討段階であり、動向を注視していくという答弁は理解しました。一方で、先ほど紹介したように、かつらぎ町のように、自治体独自で類似の制度を導入している事例もあります。本市においても、地域おこし協力隊の活動や、LINE、InstagramなどのSNSによる情報発信、さらに整備予定の岩出駅前観光案内所など、交流人口の増加に向けた様々な施策に取り組まれているとは認識しています。こうした取組を生かしながら、観光などで訪れた交流人口を継続的に関わる関係人口へつなげていく仕組みづくりについて、本市としての考えをお聞かせください。

○玉田議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長公室長。

○幡井市長公室長 田畑議員の再質問にお答えします。

現在、本市では、交流人口の増加を目的に、市外の方に本市の魅力をお伝えする観光案内所を5月オープンに向け準備を進めております。今後は、根来地域を目的に来訪された方の対応だけでなく、市全体の周遊や消費につながる行動を後押しする役割を担います。また、この観光案内所を拠点に活動する地域おこし協力隊自らが収集した市内の情報を観光協会のSNSなどにより発信し、本市の情報に触れる機会を増やしてまいります。

併せて、観光案内所に訪れた方のみが触れられる情報を準備し、協力隊や地域の方々との関わりにより愛着を深めていただき、リピーターなど、関係人口へつながるような取組も進めてまいります。

現在、本市で活用しているSNS、YouTubeやFacebook、LINE、Instagramについても、観光案内所と連携し、来訪者にも周知を図れるよう取り組んでまいります。

○玉田議長 再々質問を許します。

(なし)

○玉田議長 これで、田畑正昭議員の2番目の質問を終わります。

以上で、田畑正昭議員の一般質問を終わります。

通告4番目、6番、井神慶久議員、発言席から一問一答方式で質問をお願いいたします。

井神慶久議員。

○井神議員 6番、井神でございます。議長の許可を得ましたので、今回は、小中学

生の指導について3点、一般質問させていただきます。

本来ならば、私のような古い考えの昭和の人間には、このような事柄は、学校でしていただくのはもちろんであります、家庭でするものと私は考える人間であります。

まず1番目として、小中学生の生徒指導についてお伺いたします。

近年、学力向上やICT教育など、注目される一方で、おはようございます、こんにちは、ありがとうございます、といった基本的な挨拶、また会釈やおじぎ、相手を気遣う言葉と基本的な礼儀が重要であることは言うまでもありません。挨拶は人と人のつながりの最も基本的な行為であり、社会性や思いやりを育てる第一歩であると考えます。学校での挨拶が、家庭や地域、さらに将来の社会生活にもつながっていく重要な要素であると考えております。

そこでお伺いたします。本市の小中学校において、挨拶や言葉遣い、相手を思いやる態度など、人としての礼儀についてどのような方針の下、生徒指導を行っているのでしょうか。

また2点目として、指導される先生の中でも、生徒の味方となるべく、ある程度の共通認識が必要になってくると考えますが、どうなっているのでしょうか。また、家庭、地域と連携した取組はどのように進めているのでしょうか、併せてお聞かせください。

○玉田議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○南教育部長 井神議員ご質問の1番目、小中学校における生徒指導についての1点目、挨拶等の基本的なマナー教育方針は、と2点目、先生の中での共通認識は、また家庭、地域と連携した取組は、について一括してお答えいたします。

挨拶などの基本的なマナーがなぜ必要なのかを円滑な人間関係を築くための社会に必要なスキルとして捉え、道徳や特別活動の授業の中で指導することを各学校で共通認識し、方針としております。

次に、家庭、地域と連携した取組は、については、各中学校の生徒会が主導となって、各小学校の児童会との合同清掃を定期的に行っており、そこには児童生徒のみならず教員、地域ボランティア、行政職員などが参加し、清掃中に擦れ違う方々と挨拶を交わしながら、時には、地域の方々からの感謝の言葉を受けるなど、子供たちは公共の精神や責任感を養い、社会に貢献する喜びの場となっております。

また、地域の方々や保護者など、登下校時の見守りをしてくださっている方々と

挨拶を交わしたり、警察が推進する横断歩道でのサイン+サンクス運動の実践も子供たちに浸透してきております。このことは、挨拶などの基本的なマナー教育を含め、教育は学校がするものという固定概念を打破し、家庭、地域がそれぞれの当事者意識を持って取り組む重要性を示唆するものと考えております。

○玉田議長 再質問を許します。

(な し)

○玉田議長 これで、井神慶久議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いします。

井神慶久議員。

○井神議員 続きまして、2番目の質問をさせていただきます。

商業施設や駅前など、小中学生が集まる状況への対応についてお伺いいたします。

商業施設や駅前は、不特定多数の人が利用する公共性の高い場所であります。通行の妨げや騒音などについて、市民の方から不安や苦情の声が寄せられていることがあります。こうした行動は、非行の芽を早期に摘むという観点からも、適切な指導が必要であると考えます。私は、地元住民として、駅前の状況をふだんから見ております中で、できる限り声かけを行おうとしておりますが、大勢で集まって騒いでいるところの中では、ちゅうちょしてしまうところもあるのが実情であります。

以前に、駅前の横断歩道の上で道を半分ぐらい占領して座り込み、わいわい話をしているのを見かけたことがあります。七、八人の制服のまま、どこかの中学校か分かりましたが、すぐに帰るのかと思っておりましたが、短いときもありますが、長いときには40分ぐらいいたこともありました。事故にならないかと心配しておりましたが、歩行者や車が避けてくれて何事もなく済んでおります。近年は、見ていますと、このように集まってくることはないので、落ち着いているのかと思っております。

また、子供たちに悪意がない場合であっても、公共の場での振る舞いについては、社会の一員としての一般常識を養っていく必要があると考えます。

そこでお伺いいたします。商業施設や駅前などで集まる小中学生に対し、学校としてはどのような指導を行っているのでしょうか。

また2点目として、警察、青少年センター、地域の見守り活動など、関係機関との連携体制はどのようになっているのか、お聞かせください。

生徒指導に当たっては、頭ごなしに注意するのではなく、難しい問題だと思いますが、子供たちのために指導をよろしくお願いしたいと思っております。

以上です。

○玉田議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○南教育部長 井神議員ご質問の2番目、商業施設や駅前などに小中学生が集まっている状況への対応について、1点目と2点目を一括してお答えいたします。

各学校に確認したところ、商業施設における迷惑行為の類いに値する苦情は、最近、認識していないと聞いております。駅前につきましては、駐輪場に置いて、中学生や高校生が集まっている場合には教員が声かけを行い、駅利用者や周辺地域の方々に迷惑をかけることがないように指導を行っております。

次に、警察、青少年センター等、関係機関との連携体制についてですが、夜間や休日の問題行動についての補導・指導は警察が担うこととなります。長期休業中は生徒指導担当教員と青少年センター職員、派遣の警察官、合同で夜間巡回をする日も設けております。青少年補導委員会においても、夜間補導2回を含む年間18回の合同街頭補導を実施しております。また、青少年センターでは、学校、警察などの関係機関、団体との連携を図りながら、青少年の補導及び啓発による非行防止対策に努めるとともに、青少年やその保護者が日常生活で抱える悩みや問題への相談対応など、青少年を健全にたくましく育てることのできる地域づくりに取り組んでおります。

問題行動を起こす児童生徒に対し、学校が毅然とした態度で指導を行うことは極めて重要であると考えております。しかしながら、その指導が学校のみ依存する考えは、教育基本法第10条に定める、保護者は、子の教育について第一義的責任を有するとの規定に反するとも思われます。児童生徒の基本的な生活習慣の確立は、まずは各家庭において行われるべきものです。議員におかれましても、学校の指導に対するご理解とご協力、またご支援をお願いいたします。

○玉田議長 再質問を許します。

(なし)

○玉田議長 これで、井神慶久議員の2番目の質問を終わります。

引き続きまして、3番目の質問をお願いいたします。

井神慶久議員。

○井神議員 次に、3番目の質問に入ります。

この質問は、以前、令和7年度第3回定例会9月議会において尾和議員から、その前には、令和6年度第4回定例会12月議会において市来議員からも一般質問され

ていますが、あえて私がさせていただきます。

令和8年4月施行予定の道路交通法改正に伴う自転車利用に関する罰則強化と、本市における小中学生への交通安全教育についてお尋ねいたします。

近年、ながらスマホやイヤホンの普及等による自転車が関係する交通事故は後を絶たず、重大事故につながるケースも全国的に増加しております。このような状況を受け、道路交通法が改正され、令和8年4月から自転車の交通違反に対する取締り及び罰則が強化されることとなりました。改正の主な内容としては信号無視や一時停止、ながらスマホ運転、酒気帯び運転、並進禁止違反などの危険行為に対し、いわゆる青切符による反則金制度が16歳以上の対象に導入されること、また悪質、危険な違反に対しては刑事罰の対象ともなることなどが掲げられております。

これまで自転車は軽車両と位置づけられておりましたが、こうした違反行為は、もともと以前からしてはならないことではありましたが、利用者の法令遵守意識は必ずしも十分とは言えず、特に通学時間帯におけるヒヤリ・ハット事例が耳にすることもございます。

本市におきましても、多くの小中学生が日常的に自転車を利用しております。法改正により罰則が強化される中、子供たちの違反者としての取締りの対象にはなりません。対象となる前に十分な理解と正しい知識を身につけさせることが何より重要であると考えます。

そこでお尋ねいたします。1点目として、本市の小中学校において、現在どのような自転車安全教育を行っているのか、交通ルールの指導内容、実施頻度、警察等との連携状況について、お教えてください。

2点目として、令和8年4月施行の道路交通改正法の具体的な内容について、学校現場ではどのように周知し、児童生徒に理解させているのか、お考えをお聞かせください。交通事故は一瞬で子供たちの未来を奪うものであります。罰則強化は抑止力として一定の効果が期待されますが、本来、目指すべきは取締りではなく、事故の未然防止であります。未来を担う子供たちの命を守るため、教育委員会としての積極的な取組が必要であると考えますので、よろしくお願いたします。

○玉田議長 ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○南教育部長 井神議員ご質問の3番目、小中学校における交通安全教育についての1点目、本市の小中学校においてどのような自転車の交通安全教育が行われているのか、についてお答えいたします。

各小中学校では、教育計画の中に安全教育と位置づけ、学校安全計画を作成しております。その中に交通安全教室と称し、岩出警察署の協力を得て、道路の歩き方や自転車の乗り方についてのルールやマナーを学ぶ機会を毎年設けております。ヘルメットの着用についてだけでなく、中学校においては、特に自転車安全利用5則と、自転車の指導取締りや具体的な違反行為についても、動画を視聴しながら講話いただいております。

次に2点目、令和8年4月施行の道路交通法改正について、小中学校ではどのように周知し、子供たちに理解させていくのか、についてお答えいたします。

中学校では、岩出警察署の交通安全教室だけではなく、学級または学年単位や部活動単位でも自転車のルールが厳しくなっていくことについて指導を行っております。16歳未満は青切符の対象にはなりません、交通違反の認知があった場合は、警察による指導警告があることも指導内容に含めております。小学校においては、罰則規定の内容よりも、ヘルメットをかぶることも含め、自転車に乗るときのルールであるということを徹底して指導しております。

○玉田議長 再質問を許します。

(なし)

○玉田議長 これで、井神慶久議員の3番目の質問を終わります。

以上で、井神慶久議員の一般質問を終わります。

通告5番目、14番、市來利恵議員、発言席から一問一答方式で質問をお願いいたします。

市來利恵議員。

○市來議員 14番、市來利恵です。議長の許可を得ましたので、一般質問を行いたいと思います。

まず初めに、高齢者のスポーツ施設についてであります。

高齢化が進む中で、高齢者が住み慣れた地域で元気に暮らし続けるためには、健康づくりや介護予防の取組がますます重要になっていきます。特に日常的に体を動かすことは、健康寿命の延伸にもつながり、高齢者同士の交流や生きがいがづくりの面からも大切な取組であると考えます。市にはパークゴルフ場が整備されており、実際に利用された方からは、初めてやってみるととっても楽しい、体を動かしながら、またおしゃべりもできるので、大変夢中になるという声も聞きました。

私も、パークゴルフを昨年開催された岩出市長杯で初めて参加をいたしました。体験をさせていただきましたが、私のほうは初心者ですので、たくさん歩きました。

歩くだけでなく、一緒に回ってくれた方々から、いろいろと教えていただいたり、お話をすることになり、自然に会話が生まれ、本当に楽しみながらできたということが印象としてあります。

そして、私が思ったのは、特に男性の利用者が多く見られたということです。一般的に、高齢の男性は地域活動への参加が少なく、退職後に家に籠もりがちになるという課題も指摘されています。

このように体を動かすことと交流の両方につながる活動は、高齢者の健康づくりの面からも、居場所づくりや社会参加の面でも大きな意義があると考えます。パークゴルフ場の利用状況については、朝の時間帯の利用が多い一方で、昼間には比較的に余裕のある時間帯もあると聞いています。こうした施設をより多くの高齢者に活用していただくことは、健康づくりや介護予防の観点からも重要ではないかと考えます。

そこでお伺いいたします。岩出市パークゴルフ場の利用状況について、市はどのように把握しているのか。また、利用者の年齢層について、どのような状況となっているのか、お聞きをいたします。

2つ目は、高齢者福祉の観点からパークゴルフ場の利用促進への考えについて、市のお考えをお聞かせください。

○玉田議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○南教育部長 市来議員ご質問の1番目、高齢者のスポーツ施設についての1点目、施設利用状況と年齢層についてお答えいたします。

いきいき広場の利用状況につきましては、令和6年8月のオープンから3月末までの8か月間で、利用者数は3,207人、令和7年度は2月末時点の11か月間で5,958人となっており、前年より月平均で90人程度上回っております。年齢層の内訳では、65歳以上の高齢者が全体の約80%を占め、本施設が市民の健康増進と高齢者の生きがいづくり、世代間の交流の場として広く定着していると考えております。

定例コンペや市長杯、世代間交流キャンペーンなどを企画し、引き続き高齢者が気軽にスポーツに親しめる環境づくりに取り組んでまいります。

○玉田議長 生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 市来議員ご質問の1番目の2点目、高齢者福祉における施設利用促進への考えは、についてお答えいたします。

高齢者にとって、運動は健康の維持増進に重要な役割を果たすものです。生活習

慣病の予防や介護予防につながるだけでなく、スポーツを通じて人と交流する機会が生まれることで、社会的なつながりの維持や生きがいの創出にも寄与するものでございます。

介護予防事業の参加者は、先ほど議員言われたとおり、女性が大半を占めるのに対し、パークゴルフの利用は、比較的男性が多いと聞いております。このことから、パークゴルフは男性高齢者にとって、介護予防や健康づくりに加え、交流の場としても有効であると考えられます。

今後もチラシの配布や健康づくりの一環として、パークゴルフを紹介するなど、いきいき広場の利用促進に努めてまいります。

○玉田議長 再質問を許します。

市来利恵議員。

○市来議員 パークゴルフ場の利用状況については理解をいたしました。そして、高齢者の健康づくりや介護予防の重要性についても、市としても認識しているという形で一緒だと思うんですね、考え方としては。

そうであれば、パークゴルフ場は単なるスポーツ施設というだけではなく、やはり高齢者の健康づくりの場としても大きな役割を持っているということです。ということで、先ほどはチラシだったりとか、利用促進を促すための、もう一步踏み込んだ促進方法を私は展開するべきだと考えているんですが、周知徹底だけではなく、もっとさらに利用促進をするための施策として何か考えがあるのか、についてお聞かせください。

そして、先ほど答弁されたのは、まず1点目の利用に関しては、教育の所管が答弁されました。高齢者の関係では、高齢者のパークゴルフについては福祉課のほうを担当として答えられてます。私は、ここでは、まず教育部と福祉部、それぞれが連携を取れる形になっているのか。教育の所管としてもいろんな大会だったり、そうした形で利用促進をそれぞれ高めていくというふうにおっしゃっていますが、それぞれの関係部署も含めて、しっかりと連携が取られているのかどうかということをお聞かせください。

これから高齢化、さらに進む中で、高齢者が元気に暮らし続けることは、自治体にとっても大きな課題となります。家に閉じ籠もるだけではなく、外に出て体を動かし、人と交流する、そのような環境を地域の中に広げていくことが大切ではないでしょうか。スポーツ施設もそのような場の1つとして、高齢者の健康づくりだけ

でなく、男性高齢者の居場所づくりという面でも大きな役割を果たす可能性があると感じます。

そこで、最後に市長にお聞きをいたします。高齢者が元気に暮らし続けるまちづくりの観点から、スポーツ施設の活用について、市長はどのように考えておられるのか、市長の見解をお聞かせください。

○玉田議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 市来議員の再質問にお答えいたします。

教育委員会との連携ということですが、どのように今後していくのかということについてであったと思うんですけども、生涯学習課ですね、いきいき広場の指定管理者と情報交換に努め、高齢者イベント等でのチラシを配布するなど、連携を現在は行っているところです。今後も、生涯学習課や指定管理者と連携を図って、高齢者がスポーツ活動を通じて心身ともに生き生きと過ごせるよう、いろいろな場面で、今後話を進めて支援していきたいと考えております。

○玉田議長 市長。

○中芝市長 市来議員のご質問にお答えをいたします。

いきいき広場につきましては、高齢者の健康増進や介護予防、さらに生きがいくりの拠点として重要な役割を担う施設であると認識をしております。高齢化がますます進展する中、本施設を活用し、パークゴルフをはじめとするスポーツ活動の機会の充実を図るとともに、高齢者同士の交流や世代間交流、地域とのつながりを強化するための市長杯などのイベントを実施しています。

今後もより多くの高齢者に利用していただけるよう、イベントの実施や、利用しやすい環境づくりに努め、高齢者が住み慣れた地域で、元気に生き生きと暮らし続けるまちづくりにつなげてまいりますので、先生も、ひとつご参加のほどよろしくお願いをいたします。

○玉田議長 再々質問を許します。

(な し)

○玉田議長 これで、市来利恵議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いいたします。

市来利恵議員。

○市来議員 2つ目の質問は、安心して赤ちゃんを産める環境づくりについてであります。

出産を経験された方からは、うれしさと同時に、不安も大きかったという声をよく聞きます。新しい命が誕生することは、家族にとっても地域にとっても大きな喜びですが、その一方で、出産には大きな不安や負担が伴うことも事実です。出産は病気ではないと言われますが、女性にとっては命がけの出来事でもあります。特に初めての出産では、出産の痛みに対する不安を感じる方も少なくありません。出産を迎える方が安心してそのときを迎えられる環境を整えていくことが、これからの社会にとって大切ではないでしょうか。

少子化が進む中で、安心して子供を産み育てることができる環境を整えることは、自治体にとっても重要な課題となっています。そのような中で、近年、その痛みを軽減することで痛みを和らげる方法として、無痛分娩を希望する妊婦も増えており、出産方法の選択肢の1つとして関心が高まっています。

無痛分娩は、出産時の痛みを軽減することで、母体の負担を和らげ、不安の軽減にもつながります。しかし、無痛分娩は保険適用外であり、費用負担が大きいことや、対応している医療機関が限られているなどの課題もあります。安心して赤ちゃんを産める環境づくりを進めるためには、出産に関する選択肢や支援についても考えていく必要があるのではないのでしょうか。

そこでお聞きをいたします。市における出産の現状について、年間の出産件数はどのようになっているのか。また、そのうち無痛分娩で出産した件数や状況について、市はどのように把握しているのか、お伺いします。

2つ目は、無痛分娩に対応している医療機関について、近隣地域にはどの程度あるのか、市として把握しているのか、お伺いします。

3つ目は、無痛分娩は、通常の出産より費用が高くなる場合もあり、希望する選択ができない方もいます。希望する妊婦の負担軽減のため、無痛分娩に対する助成制度についての市のお考えをお聞かせください。

○玉田議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 市来議員ご質問の2番目、安心して赤ちゃんを産める環境づくりについて、にお答えいたします。

まず、1点目の本市の出産の現状については、令和7年4月から2月末までの妊娠届出数は304件であり、赤ちゃん訪問の対象者数は282人です。岩出市民の無痛分娩の件数については、令和7年4月から令和8年1月末までの赤ちゃん訪問で把握しておりますのは277人中30人で、10.8%でございます。

次に、2点目の無痛分娩に対応している医療機関は近隣にどれぐらいあるのか、についてですが、近隣8医療機関中4か所の医療機関が無痛分娩に対応しております。

続いて、3点目の無痛分娩に対する助成支援制度の考えは、についてでございますが、無痛分娩は、出産時の痛みを和らげるための医療行為であり、完全に無痛になるわけではなく、体の感覚が残るように、麻酔が調整されております。痛みが軽減されたり、母体の体力の温存などのメリットはありますが、血圧低下や頭痛、吐き気、排尿障害が起きたりする副作用などのデメリットもございます。母体にリスクがあることを踏まえると、現在のところ助成する考えはございません。

○玉田議長 再質問を許します。

市来利恵議員。

○市来議員 医療機関の状況と、そして普通分娩で行っているか、無痛分娩で行っているかについても、訪問時に調査をしているという形でした。医療機関においては、8医療機関中4医療機関で行っているということです。私はちゃんとしっかりと実態を知っているというところでは大変評価をしたいと思うんですが、ただ、無痛分娩については、先ほども言ったように、費用がかかってしまう。言うたら諦めている方もいらっしゃるかもしれません。もちろん余裕があれば、こっちの無痛分娩を希望されて、当然こちらのほうで分娩をしていくという形になるかと思いますが、お金の面で、やっぱりできないということも、ある意味、あると思うんですね。

そうしたことを考えると、やはり私はお金のあるなしで選べるというのではなく、希望する人が出産を無痛分娩でもできるようにすることが必要ではないかというふうに考えています。この部分について、もう一度、やっぱり保険適用外になってしまっているんで、お金のあるなしで選べないというのがあるということについて、行政としてどう考えているのかという点を再質問でさせていただきたいと思います。

以上です。

○玉田議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 市来議員の再質問についてお答えいたします。

お金があるかないかで無痛分娩、分娩しないということを選択することもあるということで、助成をしたほうがいいのではないかというようなことやったと思うんですけども。先ほど、私、母体にリスクがあることを踏まえると、助成の考えはないと言いました。厚生労働省のほうでも、無痛分娩についてどういう支援していく

かということについて考えられておりました、妊娠、出産、産後における妊婦等に関する検討会ということにおいて、無痛分娩について議論されてございます。その中で、あるべき支援の方向性についてということで、意見の中では、麻酔を実施する医師の確保、ちょっと不足しているという地域もあるということで、それとか安全で質の高い無痛分娩の提供体制の確保、それから無痛分娩のリスクやデメリットを考慮した上で、妊婦が選択を行えるように、まずは無痛分娩に対する正しい理解を含めること、こういうことがまず必要であるという意見がされております。

また、無痛分娩の助成を行っている自治体は、東京都ほか千葉県、群馬県などの5市町のみでございます。このようなことも勘案して、現在のところ、岩出市では助成する考えはございませんが、妊婦さんからの相談に真摯に寄り添い、対応する中で、無痛分娩のニーズをちゃんと把握して、無痛分娩のメリット・デメリットについても丁寧に説明してまいります。

以上です。

○玉田議長 再々質問を許します。

(なし)

○玉田議長 これで、市來利恵議員の2番目の質問を終わります。

引き続きまして、3番目の質問をお願いします。

市來利恵議員。

○市來議員 防災への備えの充実を目指すということで、質問を行いたいと思います。

近年、全国各地で地震や豪雨などの自然災害が頻発しており、自治体の防災体制の強化がこれまで以上に求められております。住民の命と生活を守るためには、平時からの具体的な備えが重要です。

そこで、市の防災体制について質問をいたします。まず、避難所及び福祉避難所についてです。災害時には、高齢者や障害のある方など、配慮を必要とする方への支援体制を整えることが重要になります。また、多くの方々が、まず一時避難所として、たくさんの方が避難をされると思います。避難所及び福祉避難所ごとの個別運営計画というのは、岩出市としてしっかりと策定をされているのか。こちらをお伺いしたいと思います。

次に、大規模災害時の支援部隊の受入れについてであります。

大規模地震などが発生した場合、医療支援チームであるAMDA保健医療を中心とした人道支援法活動を行う団体やDMAT、災害発生直後から活動できる専門的な訓練を受けた医療チーム、また自衛隊など、多くの外部支援が入ることも想定さ

れます。その際、活動拠点となる場所の確保が重要となりますが、市として、これらの支援部隊の受入場所としてはどの施設を想定しているのか、お伺いをいたします。

3点目は、備蓄物資についてです。

備蓄物資は、災害時に迅速に避難所へ搬送し、被災者へ届ける体制が重要です。市では備蓄物資については、各避難所や備蓄物資を整えている場所もありますが、搬送や配布について、どのような体制を想定しているのか。また、方法についてお伺いをいたします。

4点目は、地域防災の担い手についてであります。

地域防災力を高めるためには、地域の担い手の育成が重要です。日本防災士機構が認証する防災士の部分で、予算委員会等で岩出市にはどれぐらいいるのかという質疑に対して、人数はつかんでいないというふうにおっしゃっていましたが、しかしながら、認証する防災士の登録制度を今整えている自治体が多くなってきています。そうした登録制度の導入について、岩出市の考えをお伺いいたします。

○玉田議長 ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○広岡総務部長 市来議員、3番目のご質問、防災への備え、充実強化を目指して、についてお答えいたします。

市では、災害時の逃げ後れ者ゼロを目標に、行政、区自治会、消防団、自主防災組織、災害対応プロジェクトチーム、医師会、那賀病院ほか、医療関係機関等と連携を強化し、地域全体で災害に備える体制づくりを進めております。

1点目、避難所、福祉避難所の個別計画の策定は、について、それぞれの個別における計画として、避難所においては、災害時における避難所運営の円滑化を図るため、避難所における運営体制や役割分担を定めた避難所運営マニュアルや、それに付随するものとして、総合保健福祉センターや小中学校における岩出市避難所開設初動マニュアルを定めております。また、福祉避難所については、あらかじめ障害特性ごとに避難所を定めております。

2点目、大規模災害時のAMD A、DMA T、自衛隊等の派遣受入場所の想定はどこか、についてお答えします。

大規模災害時におきまして、自衛隊やDMA Tなどの県外からの広域的な支援が想定されることから、本市では、地域防災計画に基づき、活動拠点となる場所の確保をしてまいります。具体的な想定といたしまして、自衛隊については、若もの広

場や市民総合体育館駐車場など一定の広さを有する場所を、被災状況の変化に応じ、活動拠点とし、DMAT等の医療支援チームについては、総合保健福祉センターの活用を想定しております。また、令和8年度当初予算にも計上しております災害対策活動拠点整備事業においても、応援職員等が活動できる拠点としての機能を有する予定であります。

3点目、備蓄の搬送方法は考えているのか、についてお答えします。

災害時の物資の搬送方法について、まずは避難所に備えている備蓄品を活用し、次に状況に応じて、市の備蓄倉庫などから指定避難場所に搬送することを基本としております。また、搬送については、市職員並びに協定締結事業者の協力を得ながら、対応することとしております。

4点目、防災士登録制度の導入についてお答えいたします。

地域の防災力向上を図る上で、防災に関する知識や技能を有する人材の存在は、大変重要であると認識しております。その中で防災士の方々につきましては、それぞれの地域や職場、自主防災組織などで主体的に防災活動に取り組まれており、市民をはじめとする方々の防災意識の向上などに幅広く寄与されているものと考えております。市といたしましては、防災士の方々の活動は、地域の自主的な取組として広がっていくことが望ましいと考えており、現時点において、市が登録制度を設けて管理する仕組みの導入は考えておりません。

○玉田議長 再質問を許します。

市来利恵議員。

○市来議員 まず、個別計画についてであります。例えば、福祉避難所等々であれば、それぞれが来られるという形で、多分決めてあると思うんですが、中でも、あいあいセンター等々では、例えば、障害だつたりに合わせて、例えば部屋分担、部屋の役割、部屋それぞれですね、そうしたようなマニュアルというのもちろんとつくってあるのかどうかについて聞きたいと思います。

受入体制についてであります。受入場所というのは想定されているとは、今さっきお伺いしたんですが、インフラの確保というのは万全になっているのかという点が大変重要になってくると思います。その点はどうか。例えば、若もの広場で多くの受入体制ができる部分には、インフラがしっかり整えてあるのかどうか、この点をお聞かせください。

備蓄問題です。職員等々が各ところに搬送するというような形になっています。

1つ言いたいのが、避難所では、例えば粉ミルク等々も、もちろん独自で用意され

てる市民の方もいらっしゃると思いますが、やっぱり備蓄の中にもミルクが入っています。ところが、このミルクというのは、岩出市の場合、乳幼児の粉ミルクというのは、備蓄が1か所にしか置かれておりません。災害時には道路の寸断なども考えられ、1か所の備蓄では必要な避難所に届かないという可能性もあります。乳児を抱える家庭にとっても、ミルクは命に直結するものです。

そこで、乳幼児のミルク等々に含め、乳幼児向けの物資の備蓄って、分散する考えはないのかという点です。その点をまずお聞かせください。

そして、日頃から避難訓練等々で、こういうような訓練として職員がやっているのかという点です。災害はいつ起こるか分かりませんが、想定外のことが起こる可能性がある。そうしたところからいっていると、やっぱり訓練というのが大変重要になってきます。

そうした中では、住民に対する避難訓練を年に1回やっておられますが、市の中で、市の職員の中でも、しっかりとしたそうした訓練をしながら備えていることができるのか。この点について、どのようになっているか、お聞かせください。

そして、防災士の登録の問題です。私が、なぜこの登録制度を設けたらいいのではないかというふうに質問したのかというのは、市内で、日本防災士機構が認定する防災士を守っておられる方がいらっしゃるんですが、やはりその方々が言っているのは、もちろん地域で自主的にいろんな活動をしていくというのは、当然だけでも、しかしながら、自分たちが知り得たいろんな情報だったり、勉強してきたものをもっともっと自分たちの立場からも住民に対して、広くいろんなことを一緒になって考えることができる、またお伝えすることができるというふうにおっしゃってたんです。

私が考えたのは、市の職員さんだけでは、到底いろんな形で災害が起こったときに対応するというのは大変難しい問題になってきます。そうした中で、自主的にこの防災士さんももちろん動いていただきますけど、一緒になって、住民の中に入って、いろんな活動をしてくれるという役割という点では、非常に注目できる点だと思うんです。

そうしたことを管理、先ほど言うてたのね、管理が難しいというふうに言ったんですよ。管理しようとするから難しいと思うんですよ。そういう管理というのではなく、登録をするかどうかは防災士さん本人次第です。でも、一緒になって、住民と同じような立場で、自分たちが知り得た情報、また教えていただいた内容、それを伝えながら、同じように、市民と一緒に防災への備え、また例えば本当に

震災起こったときに、一緒になって活動できる、そうした力が出てくるのではないかと。そうした意味でも、登録をしながら、職員と一緒に、やっぱり住民を守るという点で、一緒に活動できるような形をつくっていくということが必要ではないかと。

管理するというような形になるから、どうしても難しいんであって、あくまでも自主的に動いてもらうのは当然ですけど、そうした意味で、協力を求める、こういった活動で一緒に頑張っていただけにならないのかという点があるんで、登録制度を設けるべきではないかと考えますので、それについてもご答弁をいただきたいと思います。

○玉田議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○広岡総務部長 市来議員の再質問にお答えいたします。

4点ばかりだったと思うんですが、まず避難所の運営のマニュアルのですね、例えば、あいあいセンターであれば、障害区分ごとで、それぞれの部屋の割り振りができているかというようなご質問やったと思います。こちらにつきましては、避難所へは様々な配慮が必要な方が避難してこられることになります。状況に応じて対応してまいりますので、要配慮者の受入可能な避難所、それから支援体制、詳細については課題と考えております。今現在のところ、詳細まではちょっとできていない部分がございますので、今後、福祉避難所の所管課を中心に検討してまいります。

それから、自衛隊等の受入れに関して、インフラの確保はできているかという形であります。議員も先ほどおっしゃいました災害においてどういう状況が発生するかというのは、起きてみないと分からないというところがございます。申しましたように、若もの広場であったり総合体育館の駐車場であれば、電気が通っていれば使えるんですけども、万が一電気が届かないこともあるかとは思いますが。ただ、来ていただく自衛隊は、その分、全くインフラがなくても動いていただけるような組織になっておりますので、その辺は使えるのであれば、うちの設備を使っただきたいですし、使えない状況でも動いていただけるというふうに考えております。

それから、備蓄品の粉ミルクの関係でございます。今、あいあいセンターのほうに集中して保管しているというところがございますが、備品の粉ミルクにつきましては、あいあいセンターの施設の特性から、小さな子供の避難を想定して、哺乳瓶も併せて保管していることから、まとめたの備蓄となっておりますけども、平成8年度建設予定の災害対策活動拠点を含めまして、今後、分散備蓄を検討してまいり

ます。

それから、防災訓練の中で、職員の訓練もやっているのかというところなんですけども、一般の方には見えにくいところはあるんですけども、防災訓練当日は、災害対策本部をつくりまして、職員の動きも全て、災害が起こったときにどう動くかということをやっております。物品の搬送、こちらにつきましても、担当となる職員が物品を搬送して、そういう訓練も行っております。

それから、最後の防災士に関しましてです。防災士の登録制度の導入については、今現在のところ考えておりません。ただ、議員おっしゃるように、地域の防災力の向上に防災士の方々の力、重要であると認識しておりますので、今後、勉強してまいりたいと思います。

○玉田議長 再々質問を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 福祉避難所で、状況に応じていろんな形で対応していくということで、今現在で、詳細が課題となっているというふうな形でおっしゃったんですが、これというのは、やっぱりなかなか難しいもんなんですか。

今、個別に対しては、しっかりいろんな形で対応していると思うんです。個別計画等、立てていると思うんですが、避難所の中での避難所のどういうふうな形でのパーティション、役割、こういうのをつくるのというのは難しい、課題がある。その課題とは何なのかという点、明らかにしていただきたいと思います。

最後に、防災士、勉強させていただくということなんですが、あまり難しく考えなくていいと思うんですが、隣の泉南市もやっていますよ、大阪のね。泉南市も防災士募集されておりました、登録しませんかという形でね。やっぱりそれは一緒になって市民の皆さんとともに、市役所の職員だけではできない活動も、そうした防災士として持っておられる方々の協力を得ながら、どうやって災害を取り組むことができるのか。また、災害が実際起こったときにどうするのかという観点で、登録制度をしっかりとやっているところも増えてきています。そうした状況をしっかりと早くつかんでいただいた上で、登録制度を実現していただきたいと思います。

○玉田議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○広岡総務部長 市來議員の再々質問にお答えいたします。

まず、福祉避難所のところで、詳細は課題となっていると、私のほうお答えしたところ、それ難しいことか、課題とは何かというご質問やったと思います。実際、

詳細について、まだ具体的にはできていないというのが実際のところでございます。ですので、先進地の事例を見ながら、今後検討してまいりたいということで、課題となっているというふうに申し上げました。

それと防災士についてです。防災士につきましては、近隣の泉南市さんでも、そういう登録制度があるということでございました。防災士さん、防災士の資格というのは、ご承知のとおり、講習中心の民間資格ということで、実務経験とかも特に必須ではないというところがございます。知識、経験にもばらつきもございます。それから、現在、我々が進めておりますような防災の中では、自主防災組織、それから消防団、自治会、こういう地元の方との役割を担っていただいている方と、その役割が重複して、地域内での調整、こういうのも必要になってくるかというところがございます。

また、場合によっては、行政の意見、要望、これが増える可能性がございます。これ自体は非常に貴重なことなんですけども、その調整とか説明に、行政側の負担が増えるということも想定されます。ですので、様々な問題点も含んでいるということもありまして、勉強させていただきたいということでございます。

○玉田議長　これで、市來利恵議員の3番目の質問を終わります。

引き続きまして、4番目の質問をお願いいたします。

市來利恵議員。

○市來議員　4つ目の質問は、学用品などの保護者負担軽減についてであります。

物価高騰が続く中、子育て世帯の家計は大変厳しくなっています。保護者からは、入学準備に数万円かかり大変という声も聞かれます。義務教育は無償とされていますが、実際には、教材費や学用品、体操服、修学旅行費など、保護者が負担する費用は決して小さくありません。教育は全ての子供に平等に保障されるべきものです。学用品などの保護者負担の軽減について、今回質問いたします。

この問題は国会でも取り上げられています。日本共産党の吉良佳子参議院議員は、国会で学用品などの費用が、小学校で年間およそ8万円、中学校では15万円程度になるものとして、保護者負担の軽減を求めています。憲法第26条では、義務教育は無償とすることが定められています。この理念から見ても、学用品などの保護者負担の軽減は重要な課題であると考えます。

そこで質問します。まず、学用品や教材費などについて、現在、本市が行っている保護者負担軽減のための対策や対応はあるのか、お伺いをいたします。

2点目は、教材費について、児童生徒1人当たり年間幾ら徴収しているのか。ま

た、修学旅行費について、児童生徒1人当たりのどの程度の負担となっているのか、お伺いをいたします。

3つ目は、補助教材や学用品などに係る保護者負担の軽減について、市としてどのように考えているのか、お聞かせください。

○玉田議長 ただいまの4番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 市来議員の4番目のご質問、学用品などの保護者負担の軽減についての1点目、現在、市が行っている対策、対応はあるのか、についてですが、市では、小学校から高校生までの子供を持つ生活保護世帯に対し、扶助費として、入学準備金、教材費、学級費、給食費、学習支援費、通学交通費について、その一部または全部を支給してございます。

○玉田議長 教育部長。

○南教育部長 市来議員ご質問の4番目、教育委員会関係についてお答えいたします。

まず1点目、現在、市が行っている対策、対応についてですが、教育部所管部分につきましては、公立の小中学校に通学するお子さんのいる家庭で、経済的な理由で援助が必要な岩出市在住の保護者負担軽減として、就学援助制度により、学用品や校外活動費等の費用の一部を援助しております。

次に2点目、教材費は、児童生徒1人当たり幾ら徴収しているか、また修学旅行費は児童生徒、幾らかについてお答えします。

各小中学校の学級費の年間徴収額ですが、各学校、学年により差がございしますが、小学校で1万円から2万円、これには遠足や社会見学のバス代等も含まれております。中学校では、学年問わずに3万円から3万7,000円となっております。修学旅行費については、小学校で2万5,000円から2万9,500円、中学校で約7万円となっております。

次に2点目、補助教材及び学用品等に係る保護者等の負担軽減の考えは、についてですが、教育委員会では1人1台端末の導入に合わせて、令和2年度よりタブレットドリルを導入しております。このタブレットドリルも、より使い勝手のよいものをと、更新時期に合わせて選択しております。令和8年度からも教科を増やして、また小中学校どの学年の内容でも取り組めるものを導入する予定です。従来の紙の漢字・計算ドリルに代わるものと考えており、保護者負担の軽減につながると思われれます。また、徐々にではありますが、パソコンを使った授業の頻度が増えることにより、鉛筆やノートにかかる費用も削減されていくものと考えております。

各学校に対しては、補助教材を購入する際は、できるだけ保護者負担の軽減となるよう、学校長の指導の下、学校で方針を定め、必要性や学習効果を吟味して選択するよう通知を發出して指導をしております。

○玉田議長 再質問を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 岩出市として、今、対応はどのような形で軽減策として行っているのかという形については、生活保護世帯、または就学援助ですね、その方たちに対しては対応しているということでした。低所得者世帯への限定的なこれは支援だと思うんです。多くの子育て世代が対象外となっているのが実態です。つまり、いわゆる普通の家庭においても学用品、教材費の負担というのが、物価高騰の影響で大変重くのしかかってきているというのは、実際にたくさんの保護者の方からもよく声を耳にします。

保護者負担を軽減する観点から、学用品や学校で使用する物品の在り方について、小学校では、算数セット、裁縫セット、絵の具セット、習字道具など、様々な教材を保護者が購入しておりますが、こうした状況を踏まえて、国は、自治体に対し、教材について、保護者負担が過重にならないよう配慮することや、教材の精選、共有費、共有化、学校備品としての整備など、負担軽減に向けた取組を進めるように求めています。

しかし、現状では多くの保護者が購入となっているのが実態です。そこで、算数セットや、裁縫セットなどの学用品について、保護者負担の実態をどのように把握しているのか。また、市として、教材費の公費化、学用品の備品化や修学旅行費の補助、拡充など、一步踏み込んだ負担軽減に取り組む考えはないのか、お聞かせください。

○玉田議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○南教育部長 市來議員の再質問にお答えいたします。

市内の小学校では、電卓やそろばん、それからカッター、それから植物を育てるための土などを学校備品化しております。中学校では、カッターや彫刻刀、理科の実験用のゴーグルなども備品化しております。また、小学校1校、中学校2校では、制服や体操服のリユース、こちらも行っております。今後も学校にヒアリングを実施し、備品化できるものはないか、検討してまいります。

○玉田議長 再々質問を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 最後なんです、文科省もこうやって保護者の負担軽減の視点から、教材の在り方を見直す必要性は示してきました。憲法第26条では、義務教育は無償とすることが定められています。しかし、現実にはいろいろなものが、費用負担というのが保護者の負担となっています。この問題は、単なる費用の問題ではなく、教育の公平性そのものに関わる重要な課題です。義務教育において、保護者負担に依存している現在の仕組みについて、教育長はどのように認識しているのか、お聞かせください。

私としては、先ほどから検討していくというふうな形になりますが、さらにもう一步踏み込んだ形で備品化、教材費の公費化や学用品の備品化、修学旅行費の補助拡充、そうしたものを進めるような形で求めていきたいと思っておりますので、それについても、教育長の積極的な答弁を求めたいと思っております。

○玉田議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○津田教育長 市來議員の再々質問について、お答えいたします。

保護者負担の軽減の件ですが、確かに、保護者の皆様方に経済的な負担を強いているというか、今現状はそういう状況になっていることはと把握しております。ただ、市といたしましては、これまでもバランスの取れた行財政を第一義に、その時代時代に合った施策、事業を精選して実施しておるところでございます。

例えば、学校給食が国や県の無償化になったということは、本来実施すべきところが実施するという、今までの本市の考え方が正しかったということを示すものであるというふうに認識しておりますし、確かに、教材費等は無償化あるいは補助するということは、保護者負担の軽減につながるというふうには思いますが、例えば、修学旅行費を完全無償化するというようなことになると、小学校で、来年だと6年生が500人程度、中学校で400人、3年生おります。先ほど教育部長の答弁にもございましたが、修学旅行費、中学校で7万、小学校で2万5,000円からということになってましたので、年間で言いますと、全て無償化すれば約4,000万かかることとなります。

こういった財源が必要ということになりますので、そういった財源の面から見て、先ほどもありましたけど、物価高騰だからといって、一度無償化してしまう、無償化事業というのを始めてしまいますと、例えば物価高が収まったからやめるというような安直には変えることはできないと思っております。大規模な財源が必要となるよう

な無償化事業については、行政の継続性という観点からも課題があるというふうには思っております。

それで、こういった無償化事業については、今後、国とか県とかの支援の事業の在り方というか、方策のほうを注視してまいりたいと思いますし、先ほど教育部長からの答弁の中にもございました。中学校では、制服や体操服のリユースというのに取り組んでおります。これを少し広げる。例えば、卒業や進学で不要となった学用品、これをリユースすると。そうすれば、資源の循環利用という観点からも、いいことであると思いますし、子供たちにとっては、物を大切にするという気持ちを育むということにもなっていくと思いますので、今後、そういった方向のやり方というふうなところも考えていきたいと思っております。

○玉田議長　これで、市來利恵議員の4番目の質問を終わります。

以上で、市來利恵議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

午後1時15分から再開いたします。

休憩 (11時56分)

再開 (13時13分)

○玉田議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

通告6番目、12番、尾和正之議員、発言席から一問一答方式で質問をお願いします。

尾和正之議員。

○尾和議員　皆様、お疲れさまでございます。12番、尾和正之でございます。それでは、議長の許可を得ましたので、岩出市の投票の状況について、この視点で、一問一答方式にて通告に従い一般質問を行います。

この質問は、市民の方々から意見、要望を受けた際に出た話であり、市民の方々が思う近年の選挙は、誰のための選挙なのでしょうか。また、高齢者なので車がないと投票所にも行けない。高等学校や商業施設、高齢者の多いマンションへの公用車などを活用した移動期日前投票の開設など、また岩出市の投票率など、多くの意見、要望を拝聴しました。その中でも印象的だったのは、国民、市民がないがしろになっているのではないかという声でありました。この課題は、全国の多くの自治体で一般質問されており、本会議でも、諸先輩方の議員の方々が同様に声を届けていると認識しております。この課題は、市民の関心事項と考えておりますし、また、

とても大切なことだと感じておりますので、誠意あるご答弁をしていただきたいと思います。

それでは、岩出市の投票の状況について、6点お伺いします。

まず、その前に最初に、選挙についてということで、総務省のホームページから抜粋させていただいた文面があります。

選挙の意義として、選挙は私たち一人一人のためがあるとあります。私たちは、家族や地域、学校や職場など、様々な場で暮らしています。私たちの生活や社会をよくするためには、私たちの意見を反映させてくれる代表者が必要であり、その代表者を決めるのが選挙なのです。そのためにも、私たち一人一人が選挙に関心を寄せることで、選挙はもっと身近なものになると言えます。

また、日本は、国民が主権を持っている民主主義国家と、選挙は、私たち国民が政治に参加し、主権者として、その意思を政治に反映させることのできる最も重要かつ基本的な機会であるとのこと、人民による人民のための政治、民主主義の基本である、この言葉は私たちと政治との関係を象徴する言葉であります。

国民が正当に選挙を通して自分たちの代表を選び、その代表者によって政治が行われます。民主主義とは、最終的に国民の意思によって政治の在り方が決まる政治です。代表民主主義国家においては、選挙によって選ばれた代表によって政治が行われますが、あくまでも主権は国民にあります。選挙は国民が政治に参加する最大の機会であり、民主主義の根幹をなすものであるとあります。

そんな中、今年の2月にも選挙があり、政府も全国の自治体も、来年度予算を議論している真ただ中、通常国会召集日の23日に衆議院を解散すると正式に表明され、総選挙は1月27日公示、2月8日投票日の日程で、解散から投開票までの期間を戦後最短となる16日間で、準備期間の極めて短い選挙戦になりました。

解散の理由も国民に審判を受けるなど、抽象的な言葉を繰り返すにとどまり、政策的、政治的な必然性は何ら示されていませんでした。これほど大義なく、国民主権を軽んじる解散総選挙は過去に例がないと、メディアやネットでも大きな論争となっております。

また、予算の年内成立が困難となる中で、物価高騰対策、暮らしの応援の対応、対策、来年度予算をよりよいものにしていく議論は、国民生活における問題であり、予算の後は私たちの生活に影響するものであります。これらの状況を踏まえた視点で質疑を行います。

1点目としまして、今回の総選挙は36年ぶりの異例の事態と報道され、投票率は

小選挙区56.26%で、戦後3番目に低かった2024年の前年比の53.85%から2.61ポイント上昇しており、和歌山県でも前年比マイナス1.25%の55.6%となっています。この選挙は、真冬で、寒さや悪天候により投票行動が鈍り、投票率が下がる可能性が一般的に指摘されていたり、寒さは厳しい時期は、インフルエンザなど感染症がはやりやすく、また受験生を抱える家庭への配慮が求められる時期と重なるなど、様々な要因が投票率に影響したと考えられます。

そこでお伺いします。本市の投票率に関する市の見解についてお答えください。

2点目としまして、様々な要因があると思いますが、本市の投票率向上への取組についてお答えください。

3点目としまして、総務省は、衆院選の期日前投票者数が全国で2,701万7,098人だったと発表しています。前回の2024年の衆院選から28.9%増加し、国政選挙で過去最多を更新しました。有権者全体に占める割合は26.10%で、前回から5.93ポイント上昇したとのこと、それらを踏まえて、本市の期日前投票所の現状と今後の課題についてお答えください。

4点目としまして、今回の投票所で、車椅子の不具合で有権者にご迷惑をおかけしたと聞いております。そこで、高齢者や身体に障害のある方への支援、投票手段は、について本市の現状をお答えください。

事例として、投票場までのアクセスが困難であることが、投票率低下の一因と考えられますが、高齢者や体に障害を持った方など、交通手段が限られる市民にとって、投票所への移動が大きな負担であります。他の自治体では、移動投票所を導入して、特定の地域や高齢者施設まで出向いたり、投票に行かれた方にタクシーやバスの無料チケットを配布したりするなど、対策を講じられているようです。

5点目としまして、投票所における車椅子の方への対応や、施設のバリアフリー化、また、目や耳が不自由な方への配慮など、全国の自治体では具体的な取組が行われると思いますが、本市での有権者が、もし医師の証明が困難な方がいた場合の対応は、についてお答えください。

6点目としまして、本市でも様々な投票率向上への取組がなされており、地域の事情を踏まえて努力されていると思いますが、今回の選挙における本市の投票率は50.98%であり、県内9市で最低の投票率となっており、この状況では厳しいと言わざるを得ません。しかし、本市の期日前投票が増加しているということは聞いておりますし、この内容からお伺いしたいと思います。

今現状ある期日前投票所や、投票所に対する市民からの意見、問合せがあるのか、

どういう内容なのか、についてお答えください。

この6点についてお答えください。

○玉田議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 尾和議員ご質問の岩出市の投票の状況についてをお答えをいたします。

本市の投票率につきましては、県内他の自治体と比較すると低い状況が続いております。これまでも選挙管理委員会が中心となり、投票率向上に向けた取組を行ってきたところでありますが、残念ながら、無関心層への効果的な対策となっていなかったと考えます。しかしながら、先月に行われた衆議院選挙では、投票率が前回は大きく上回っており、市民の政治への関心が徐々に高まりつつあるとも言えます。

今後はこの流れを切らさぬよう、若者から高齢者まで全ての世代が投票に行くことができる、また行きたいと思える環境整備を進める一環として、投票事務の民間事業者の活用拡大や、期日前投票所の増設について研究するよう指示をしております。

ご質問に対する詳細な回答につきましては、引き続き担当者のほうから答弁いたしますので、よろしくお願いをいたします。

○玉田議長 行政委員会事務局長。

○西浦行政委員会事務局長 尾和議員のご質問、岩出市の投票の状況についての1点目、投票率に関する市の見解は、と2点目、投票率向上への取組は、について併せてお答えします。

2月8日に行われた衆議院議員総選挙における本市の投票率は50.98%であり、県内9市で最も低い数字となっており、投票率の向上は大きな課題であると考えております。

一方で、令和6年10月に行われた前回の衆議院選挙と比較しますと、県全体平均でマイナス1.22%となったところ、本市は3.21%の増と、県内30市町村で最大の増加率となっております。増加の要因は断定できませんが、選挙管理委員会といたしましては、以前から進めてきた商業施設での啓発活動、投票を呼びかける市内放送や一斉メール配信、小学校等での模擬投票の実施などの地道な取組が一定の効果を果たしたと考えております。

次に3点目、期日前投票所の現状と今後の課題は、についてお答えいたします。

現在、期日前投票所は市役所本庁舎の1か所のみであり、2月8日の衆議院選挙では1万386人が投票に訪れました。これは投票者数全体の約45%となっており、

利用者は近年増加傾向にあります。今後も利用者が増え続けるようであれば、受付に長い待ち時間の発生や、投票所内が混雑し、スムーズな投票に支障が出ること、また、それらに対応するための人員の確保などが課題となると考えております。

次に4点目、高齢者や障害のある方などへの支援や手段は、についてお答えいたします。

まず、各投票所につきましては、段差をなくするためのスロープの設置、自由に利用いただける車椅子の配置や呼出しベルの設置などの対応を行い、バリアフリーに努めております。また、視覚や身体が不自由で、自身での投票用紙の記入が困難な方については、職員が代筆するなどの法に基づいた対応を行っております。なお、移動投票所、タクシー券の配布等は現在のところ考えておりません。

次に5点目、意思の表明が困難な方への対応は、についてお答えいたします。

投票については、有権者本人の自発的な意思に基づいて行われることが大原則となります。意思の表明が困難な方については、職員が最大限本人の意思を尊重できるよう努めますが、いかなる方法においても本人の投票の意思が確認できない場合は、最終的に投票する意思がないものとして扱うことになろうかと思っております。

最後に6点目、期日前投票所や投票所に対する市民の意見は、についてお答えいたします。

選挙管理委員会にいただく意見といたしましては、期日前投票所の数を増やしてほしいや、家の近くに投票所をつくってほしいといったものが選挙のたびに数件程度あります。ほかにも照明が暗いや駐車場が狭くて危険等の意見も過去にはありましたが、照明の追加や駐車場への警備員の配置などで随時対応しております。

○玉田議長 再質問を許します。

尾和正之議員。

○尾和議員 再質問を2点、再質問させていただきます。

1点目なのですが、選挙は、主権者である国民が政治に参加し、自分たちの代表を選んで意見を反映させる、民主主義の根幹をなす最も重要な機会であります。投票によって税金の使い方や社会のルールが決まり、将来の暮らしが形づくられます。1人1票の平等な権利を行使し、社会の方向性を決める責任が選挙権にはあります。今のままだと来年の統一地方選挙においても、本市の若者や有権者の投票率の低下が危惧されますし、地域、地方自治体の根幹をなす選挙において、低い投票率は市民の政治への関心の低さを示唆し、ひいては行政の信認低下、政策決定の影響、さらに地域社会への活力の低下につながる深刻な問題だと思っております。

そこでお伺いさせていただきます。この表題に関して、投票所増設に関しての今までの本市の議会において、諸先輩方の議員の先生は何人、この増設に関して質問されたのでしょうか、お答えください。

また、2点目としまして、ネットからの情報ですが、日本は先進国の中でも投票率が最も低い国の1つだと言われております。OECD、経済協力開発機構の2016年の報告書によりますと、国政選挙の投票率は加盟国平均約66%であります。日本は、スイス、ラトビアに引き続きワースト3位の約53%です。また、世界200か国、地域で行われた選挙の投票率を公表している国際NGO、民主主義選挙支援国際研究所によりますと、この2019年の公表データを見ますと、日本の投票率は200か国中158位となっているとのこと、この現状を見ても、かなり主権教育が行き届いてないということが言われています。

また、反対に、北欧のスウェーデンは、若者の選挙政治参加意識が高いことで知られています。政治や選挙に関する基礎教育が充実しており、小学生のときから選挙や政党政治の利点・欠点を学び、自分の意見を表明できる機会として捉えているそうです。

そこでお伺いします。本市の若者や有権者の投票率を上げるための投票できる環境として、期日前投票所、当日投票所、移動投票所の増設と導入に対して、本市の投票率向上に向けた対策をお伺いします。

○玉田議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

行政委員会事務局長。

○西浦行政委員会事務局長 尾和議員の再質問にお答えいたします。

まず、何人の議員が投票関係に対して質問をいただいたかということに関してですが、過去の質問全てを把握しておるわけではございませんので、具体的にはお答えできませんが、本日の福岡議員のほか、令和7年度中に開催された議会においては、合わせて4名の議員から投票率向上の施策や投票に行きやすい環境づくりといった選挙に関する質問をいただいております。

続きまして、2点目ですね。投票率向上に向けての投票所の増設等についてですが、投票所の増設につきましては、投票場所の確保、事務に当たる人員の確保、事務負担及びコストの増大といった課題を解決する必要があるとございます。また、投票所の増設が投票率向上に大きく寄与するものとは考えておりませんが、利便性の向上につながるものですので、事務の民間委託や先行事例等の研究を今後も進めてまいります。

なお、先月執行された衆議院選挙では、前回の投票率を上回る成果が出ていることから、これまでの啓発活動や学生向けの模擬選挙などの取組にもより力を入れてまいります。

○玉田議長 再々質問を許します。

(なし)

○玉田議長 これで、尾和正之議員の1番目の質問を終わります。

以上で、尾和正之議員の一般質問を終わります。

通告7番目、13番、牛田佑佳議員、発言席から一問一答方式で質問をお願いします。

牛田佑佳議員。

○牛田議員 議席番号13番、牛田佑佳でございます。

今回は、避難行動要支援者名簿、個別避難計画について、一般質問を行います。議長の許可が得られましたので始めます。

まず、避難行動要支援者名簿、個別避難計画について。

災害時において、高齢者や障害のある方など、自力で避難が困難な方への支援体制の確保は、地域防災において重要な課題であると考えます。実際に2011年3月11日、東日本大震災では、避難が遅れたことなどにより、高齢者や障害のある方など、要配慮者の方々の被害が大きかったことが指摘されております。

一方で、本市は、沿岸部ではなく、地域の環境や想定される災害の状況は異なるものの、災害時に支援が必要な方への備えを平時から進めていくことは重要であると考えております。こうした教訓を踏まえ、伊勢湾台風をきっかけに、1961年制定の災害対策基本法、東日本大震災の教訓を基に、2013年に法改正、市町村において避難行動要支援者名簿の作成が制度化し、市町村へ求められました。

さらに、近年では、名簿の作成に加え、一人一人の状況に応じて避難方法や支援者などを整理する個別避難計画の作成の対応が進められております。しかしながら、障害のある方、医療的ケアが必要な方、そのご家族からは、災害時に実際にどのように避難すればよいのか。障害があることによって周りに迷惑がかかるのが目に見え、到底避難所に行けそうにない。続いて漏らす言葉は、家が危険な状態でも自宅避難か車中泊しか選択肢がない。こうした不安の声がほとんどを占めております。また、避難に時間を要する方もおられることから、平時から具体的な避難方法や支援体制を整理しておくことが重要であり、制度として整備するだけでなく、地域での支え合いも含め、実際の災害時に機能する実効性のある取組が求められていると考えま

す。

私も、これまでの一般質問において、避難行動要支援者への支援体制について取り上げてまいりました。そこで本市における避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の状況についてお伺いいたします。

1、本市の避難行動要支援者の名簿登録数は現時点で何人か。

2、個別避難計画の作成進捗状況は、またどのような対応を想定しているのか。

まず、この2点をお伺いいたします。

○玉田議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 牛田議員ご質問の1番目、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画について、にお答えいたします。

まず、1点目の本市の避難行動要支援者の名簿登録数については、本市では要配慮者のうち、在宅で生活する要介護3から5の認定者、身体障害者手帳1級または2級、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳1級の各所持者、それから指定難病、特定疾患等の方などを避難行動要支援者と位置づけ、名簿を作成しております。令和8年2月末時点での名簿登録者数は1,759人となっております。

次に、個別避難計画の作成進捗状況は、またどのような対応を想定しているのか、についてですが、個別避難計画につきましても、災害発生時に備え、平時から避難支援者と関係者に情報共有を行うため、名簿登録者のうち、名簿情報提供に同意いただいている方を対象に作成しております。令和8年2月末時点の進捗状況は、名簿情報提供同意者382人のうち340人について作成済みであり、残りは42名となっております。このうち34名は計画作成を希望しておらず、残り8名については、入院中等の理由により、現在作成が困難な状況であることから、現時点では作成可能な方の計画は全て作成済みとなっております。

また、想定している対応といたしましては、個別避難計画において、災害時における支援者、避難先、避難手段等をあらかじめ定めるとともに、常備薬や医療機器、食事など、避難時に必要となる配慮事項について整理し、記載しております。個別避難計画は、災害時の避難支援等の実効性を高める上で重要であることから、今後も新規作成及び既存計画の更新を進めるとともに、過去に情報提供に不同意であった方々についても、順次、再度照会を行い、計画作成者をさらに増やしていけるよう努力してまいります。

○玉田議長 再質問を許します。

牛田佑佳議員。

- 牛田議員 指定福祉避難所の受入可能人数が、市内全体で274人、一方で、先ほどの答弁ですと、個別避難計画が作成されている方は340人になっています。現時点では66人分の受入枠が不足している状況で、災害時に支援が必要な方が避難できる体制を確保するためには、まずはこうした受入体制の整備が重要であると考えますが、この不足している部分について、そして、今後、指定福祉避難所の確保や受入体制の拡充などについて検討しているのかをお伺いいたします。
- 玉田議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

- 松本生活福祉部長 牛田議員の再質問についてお答えいたします。

指定避難所の受入可能数が不足している部分というのをどのように対応していくのかというようなことだったと思うんですけども、市では、現在、市内の民間施設等と避難所の協定を進めております。令和8年2月末時点で11か所の施設と協定を締結しておりますので、指定福祉避難所と合わせますと、受入可能数は計337人となります。協定締結施設等は徐々に増えているものの、受入可能人数は、いまだ不足している状況であるため、今後も協定の締結を進めてまいりたいと考えております。

なお、令和8年度建設予定である災害対策活動拠点においても、配慮を要する方の一時避難を検討してございます。

- 玉田議長 再々質問を許します。

牛田佑佳議員。

- 牛田議員 個別避難計画の作成が進められていくことは大変重要な取組であると認識しております。しかしながら、災害時には、この計画が実際に機能することが何より重要であると考えます。この計画に基づいた具体的な避難訓練については、現時点ではまだ実施されていないとお伺いいたしました。段階的に進めていかれるものと思いますが、今後、個別避難計画に基づいた避難訓練の実施についてどのようにお考えか、答弁をお願いいたします。
- 玉田議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

- 松本生活福祉部長 牛田議員の再々質問についてお答えいたします。

個別避難計画に基づいた避難訓練の実施についてということですが、個別避難計画では、平時から避難支援等関係者に情報を提供し、共有しているところであります。

すが、計画の実効性を確保するには、避難訓練は非常に有効と考えます。関係各課及び関係機関等と連携し、実施について検討してまいります。

○玉田議長 これでは、牛田佑佳議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いします。

牛田佑佳議員。

○牛田議員 では、2点目の質問に入らせていただきます。

障害特性に応じた避難所対応について。

災害時の避難所運営においては、障害特性に応じた配慮や支援体制をどのように確保していくのかが重要な課題であると考えます。近年では、誰一人残さない防災の考え方として、インクルーシブ防災、いわゆる包摂的な防災という視点が重視されており、これは高齢者や障害のある方など、多様な方々を最初から防災の対象として想定し、誰もが安全に避難できる体制を整えていくという考え方であるとされております。

2015年に国連の会議において採択された仙台防災枠組みは、2030年までの国際的な防災の指針とされており、障害者や高齢者などの多様な人々を含めた防災の重要性を示されております。こうした国際的な流れの中でも、インクルーシブ防災、包摂的な防災の視点が重視されているものと認識しております。

具体的には、先ほどにもご答弁いただきました個別避難計画の作成や、福祉避難所の確保、避難所における静かなスペースの確保など、障害特性に応じた環境整備、そして支援体制をあらかじめ整えておくことなどが重要であり、具体的には、特に障害のある方の場合、知的障害、精神障害、肢体障害、発達障害、そして強度行動障害など、それぞれの障害特性によって、必要となる支援や配慮の内容は大きく異なるものと考えます。

例えば、環境の変化に強い不安を感じる方や、大きな音や人の多い場所が苦手な方、多動である場合やパニックを起こしてしまう方など、一般的な避難所環境では過ごすことが難しい場合も想定されます。そのため、避難所において、障害特性に応じた合理的配慮や支援体制をどのように確保していくのかが重要であり、インクルーシブ防災の観点からも重要課題であると考えます。

そこで、本市における障害特性に応じた避難所対応について2点お伺いいたします。

1、知的障害、強度行動障害、肢体障害、精神障害など、障害の特性によって避難所で必要となる支援は異なると考えるが、どのような対応を想定しているのか。

2、強度行動障害など、特別な配慮が必要な方について、受入可能な避難所や支援体制は確保されているのか、お伺いいたします。

○玉田議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○広岡総務部長 牛田議員、2番目のご質問、障害特性に応じた避難者対応についての1点目、知的障害、強度行動障害、肢体障害、精神障害など、障害の特性によって避難所で必要となる支援は異なると考えるが、どのような対応を想定しているのか、についてお答えいたします。

発災直後は、最寄りの避難所に避難していただき、長期化した場合は、あらかじめ障害特性ごとに定めた福祉避難所への避難となります。具体的には、岩出市総合保健福祉センターでは、知的障害、発達障害、精神障害の方、岩出地区公民館では、聴覚障害の方、山崎地区公民館、根来地区公民館では、肢体不自由の方、上岩出地区公民館、紀泉台地区公民館、船山地区公民館では、視覚障害の方、桜台地区公民館では、聴覚障害の方の受入れを想定しております。

また、先ほど福祉部長の答弁にもございましたが、防災協定に基づき、特定の病院や社会福祉施設へ災害時の福祉避難所として避難することも想定しております。

次に2点目、強度行動障害など、特別な配慮が必要な方について、受入可能な避難所や支援体制は確保されているのか、についてお答えします。

発災直後は、多数の避難者による混乱が予想されますが、高齢者、障害のある方等の要配慮者を優先して室内に避難することとなります。また、令和8年度建設予定である災害対策活動拠点においても、配慮を要する方の一時避難所という点でも検討しております。

避難所では様々な配慮が必要な方が避難してこられることとなり、状況に応じて対応していく必要がございますが、要配慮者の方の受入可能な避難所や支援体制等、詳細については、今後、福祉避難所の所管課を中心に検討してまいります。

○玉田議長 再質問を許します。

牛田佑佳議員。

○牛田議員 2016年4月の熊本地震後、避難所運営の改善等を基に、被災経験のある自治体では、障害特性に応じた居室の分けや対人関係が難しい方へのパーティション区画など、特別な配慮を要する方への避難所での受入支援として、個々の特性に応じた対応が進められております。

先ほどご答弁いただいたように、本市の避難所運営マニュアルでも、特別な配慮

を要する方へのスペース確保についての記載はありますが、各避難所ごとの具体的な対応までは十分に示されていないように見受けられます。今後、災害対策として、一時避難所や福祉避難所において、特別な配慮を要する方への対応強化に向け、避難所運営マニュアルの見直しや予算措置についてどのようにお考えなのか、お伺いいたします。

○玉田議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○広岡総務部長 再質問にお答えさせていただきます。

配慮を要する方への対策として、避難所運営マニュアルの改正、見直しですね、とか予算措置についてどのように考えているかというご質問かと思えます。

避難所では様々な配慮が必要な方が避難してこられることになり、状況に応じて対応していく必要がございます。国、県の動向を踏まえ、避難所運営マニュアルのブラッシュアップに努めてまいりたいと考えております。

また、令和8年度予算において、特別な配慮を要する方への対応として、避難所で個別のスペースを有することができるテントパーティションの購入、聴覚障害者の方に情報を伝えることができるアイ・ドラゴン4の購入を計上しております。今後もその都度その都度予算計上し、対応していきたいと考えております。

○玉田議長 再々質問を許します。

牛田佑佳議員。

○牛田議員 強度行動障害の方など、特別な配慮を要する方の場合は、保護者やその家族が付添いで非難されるケースが多いかと思えます。なぜならば、障害特性を持つ方においては、環境の変化や不安の高まりなどにより、自傷行為やパニックを起こしてしまうことを想定すると、家族の存在が一番の安心につながると考えております。

その一方で、内閣府の福祉避難所の確保、そして運営ガイドラインにおいては、福祉避難所は、高齢者や障害者など、一般の避難所では生活に支障が生じる要配慮者を受け入れるための避難所とされ、要配慮者本人の受入れを基本としつつ、必要に応じて介助者等の同伴を想定するものとされております。福祉避難所において、家族と一緒に避難できるスペースの確保や、受入体制についてどのようにお考えなのか、お伺いいたします。

○玉田議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 牛田議員の再々質問についてお答えいたします。

福祉避難所において、強度行動障害など、特別な配慮を要する方が家族と一緒に避難できるスペースの確保についてということだったと思いますが、現在、指定福祉避難所では、特別な配慮を要する方に加え、保護者や家族が付き添って避難できるスペースの確保を想定しております。ただし、強度行動障害など、他の避難者との共同スペースでの避難が難しい方については、日頃通所されている施設への直接避難が望ましいと考えております。

このことから、引き続き民間施設等との協定締結に向けて働きかけるとともに、指定福祉避難所においては、フロアや居室ごとの区画割りやスペースの確保について、さらに研究を重ねてまいりたいと考えております。

○玉田議長 これで、牛田佑佳議員の2番目の質問を終わります。

引き続きまして、3番目の質問をお願いします。

牛田佑佳議員。

○牛田議員 最後の質問になります。3点目、医療的ケアが必要な方への避難体制について。

近年、医療の進歩や在宅医療の普及などにより、人工呼吸器や吸引器、経管栄養などの医療的ケアは必要としながら、住み慣れた地域で家族とともに生活される方が増えていると認識しております。厚生労働省の推計では、医療的ケア児の人数は、2005年には9,403人でしたが、2015年には1万7,078人となり、その後も増加し、近年では約2万人を超える規模となっております。

一方で、成人の医療的ケアが必要な方については、障害福祉、介護保険、在宅医療などの制度が複数に分かれていることに加え、対象となる状況や疾患の幅が広く、医療的ケアの定義も統一されていないことから、全国的にも人数を把握した統計は十分に整備されていない状況にあります。

そのため、参考になる指標の1つとして、生命維持に関わる医療機器である在宅人工呼吸器の利用者について見ると、2005年には264人であったものが、2015年には3,069人となるなど、医療依存度の高い方が地域で生活するケースも増えているとされております。こうした状況を踏まえ、2021年には、医療的ケア児及びその家族に対する支援の法律、いわゆる医療的ケア児支援法が施行され、医療的ケア児等への支援について、国や地方公共団体の責務が明確化されました。

また、災害時においては、先ほど質問、そして答弁の中でも、関係する災害対策基本法に基づき、自力で避難が困難な方を避難行動要支援者として位置づけ、支援

体制の整備が進められております。医療的ケアを必要とする方の中には、人工呼吸器など、生命維持に関わる医療機器を使用している場合もあり、停電や医療物資の不足などが生じた場合には、生命の維持そのものに重大な影響が生じる可能性があります。

そこで、本質問では、医療的ケア児に限らず、成人の方も含めた医療的ケアを必要とする方、全体の避難体制という視点からお伺いしたいと考えております。

このような国の方針や制度を踏まえると、医療的ケアを必要とする方の避難体制については、平時から特に優先して取り組むべき課題であり、人工呼吸器など、生命維持に関わる医療機器を使用されている方にとっては、災害時の対応がそのまま命に直結する課題であるとも感じております。

そこで、質問に対し、次の3点をお伺いいたします。

- 1、本市における医療的ケアが必要な方の人数は把握しておりますでしょうか。
- 2、医療的ケアが必要な方の避難先はどのように想定しているのか。
- 3、人工呼吸器など医療機器に必要な電源、災害時の確保についてどのように考えているのか、ご答弁をお願いします。

○玉田議長 ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 牛田議員のご質問の3番目、医療的ケアが必要な方の避難体制について、にお答えいたします。

まず、1点目の本市における医療的ケアが必要な方の人数は把握しているのか、についてですが、人数については県が実施しております医療的ケア児に関する実態調査により把握しております。令和7年度の同調査における本市の報告人数は32人であり、そのうち常時人工呼吸器を必要とする重度の医療的ケアを要する方は4人となっております。

次に、2点目の医療的ケアが必要な方の避難先は、についてですが、避難先につきましては、個別避難計画の作成に合わせて調整しており、本人やご家族の意向を踏まえ、日頃から利用している施設等への直接避難を優先して調整を進めています。なお、利用施設が遠方にある場合などにつきましては、本人やご家族の意向を確認しながら、福祉避難所への直接避難も含め、市内の受入可能な施設等における調整を行っております。また、さきに述べた令和8年度建設予定の災害対策活動拠点を配慮を要する方の一時避難所として調整することも検討しております。

次に、3点目の人工呼吸器など医療機器に必要な電源の災害時の確保は、につい

てですが、災害時において、市内の民間施設等と福祉避難所の協定を進めておりますが、避難先での対応のみでは十分とは言えないことから、避難される方ご自身においても非常用電源などを備えていただくことが必要であると考えております。

このため市では、日常生活用具の在宅療養等支援用具として、呼吸器機能障害3級以上の身体障害者等を対象に、自家発電機、ポータブル電源、カーインバーターのいずれかの給付を行っております。

また、県におきましては、在宅人工呼吸器利用者に対し、予備電源を無償で貸与する医療機関を支援するため、人工呼吸器利用者の電源確保事業として、機器購入に対する補助を実施しております。今後も関係機関と連携しながら、災害時における電源確保の体制強化に努めてまいります。

○玉田議長 再質問を許します。

牛田佑佳議員。

○牛田議員 人工呼吸器など、その電源確保については先ほどご答弁をいただきました。しかしながら、医療的ケアが必要な方の場合、吸引器のカテーテルなど、消耗品や経管栄養の栄養剤など、日常的に使用する医療物資の確保も極めて重要であると考えます。また、災害時には、道路状況の悪化や物流の停滞などにより、必要な医療物資がすぐに届かない可能性も十分に想定されます。

国の防災の考え方において、発災直後のおおむね72時間は、人命救助活動が最優先とされる期間であり、その間は物流や物資供給が十分に機能しない状況も想定しておかねばなりません。

そのような状況の中で、医療的ケアが必要な方、継続して必要な医療的ケアを受けられる体制をどのように確保していくのかは重要な課題であると考えます。医療物資の備蓄や確保の考え方、または医療機関や関係機関との連携を含めた物資供給の体制について、どのように想定しているのか、本市のお考えをお伺いいたします。

○玉田議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○広岡総務部長 牛田議員の再質問にお答えします。

医療物資の確保、それから医療機関、関係機関との連携を含めた物資供給体制については、というご質問だったと思います。

災害時の医薬品等の供給につきましては、防災協定を結んでおります那賀薬剤師会と連携を図りまして、行ってまいりたいと考えております。

○玉田議長 生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 牛田議員の再質問にお答えいたします。

那賀圏域障害者自立支援協議会では、医療機関、関係機関、それから当事者団体などが参画し、医療的ケア児支援連携会議を定期的を開催しております。この会議では、医療的ケアが必要な方々に関する課題の抽出や情報共有を行い、災害時における支援体制の整備についても議論しております。引き続き同会議において、医療物資の確保や医療機関、関係団体との連携についても検討を進めてまいります。

○玉田議長 再々質問を許します。

牛田佑佳議員。

○牛田議員 その一方で、医療的ケアが必要な方の場合、災害時には、医療機関や訪問看護事業所など、関係機関との連絡体制の確保、また避難のタイミングに関する情報が重要になると考えております。特に医療的ケアが必要な方は、人工呼吸器など、生命維持に関わる医療機器を使用している場合もあり、一般の方と同じタイミングでの避難は対応が難しいケースや、状況によってはより早い段階での避難判断が必要となる場合もあると認識しております。

そのため、災害時において医療的ケアが必要な方、そのご家族に対し避難に関する情報をどのような手段で共有していくのか。また、適切な避難のタイミングについて、あらかじめ整理しておくことが必要ではないでしょうか。こうした内容についても、避難方法や支援内容を事前に整理しておくこと、個別避難計画の中でも重要な視点と位置づけ、計画を立てれるかと思えます。

最後に、医療的ケアが必要な方のそのご家族に対する災害時の情報共有の在り方や、避難に関する情報提供について、本市としてどのようにお考えか、お伺いいたします。

○玉田議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 牛田議員の再々質問にお答えします。

医療的ケアが必要な方への災害時の情報提供については、一般的には、防災無線、市内放送とか安心・安全メール、LINE等を使用した高齢者等避難の発令による情報提供をご確認いただくこととなります。これに加え、さきに述べた医療的ケア児支援連携会議では、医療機関、訪問介護事業所、相談支援事業所、当事者団体などと連携し、情報共有を行っています。

その中で、在宅診療を担当する医師や訪問看護師を中心に、災害時に備えた緊急

連絡網、LINEと聞いておりますが、これを構築し、迅速に情報提供を行う体制を整えると聞いております。

今後も引き続き、同会議での検討と情報共有に努め、医療的ケアが必要な方への情報提供体制を一層強化してまいります。

○玉田議長 これで、牛田佑佳議員の3番目の質問を終わります。

以上で、牛田佑佳議員の一般質問を終わります。

以上で、今期定例会に付議されました事件は全て議了いたしました。

お諮りいたします。

会議規則第7条の規定により、本日をもって今期定例会を閉会することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○玉田議長 ご異議なしと認めます。

よって、本日をもって今期定例会を閉会することに決しました。

これにて、令和8年第1回岩出市議会定例会を閉会いたします。

慎重審議どうもご苦労さまでした。

~~~~~○~~~~~

閉会

(14時13分)